

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年4月24日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社宇佐美鋳油
【届出者の住所又は所在地】	愛知県津島市埋田町一丁目8番地
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所
【電話番号】	03-6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 池田 賢生 / 同 田中 健太郎 / 同 福田 輝人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社宇佐美鋳油 (愛知県津島市埋田町一丁目8番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社宇佐美鋳油(以下「宇佐美鋳油」といいます。)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社グッドスピード(以下「グッドスピード」といいます。)をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「第1回公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補充に繋がり、本書提出日現在取引停止となっている対象者の取引先との取引の再開等が見込めることにより、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至ったことから（詳細については、下記「3 訂正前の内容及び訂正後の内容」の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本両公開買付けの概要」をご参照ください。）、第1回公開買付けの開始時において予定していた取引スキームを変更すること（具体的には、Anela所有株式を第1回公開買付けにより公開買付者が取得することとしたため、自己株式取得のための一連の手続を実施しないことといたしました。）を決定したこと、並びに、対象者の代表取締役社長である加藤久統氏及びその資産管理会社である株式会社Anelaとの間で締結していた本契約の変更覚書を2024年4月24日付で締結したことに伴い、2024年4月11日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

なお、当該スキーム変更によりAnela所有株式を第1回公開買付けにより公開買付者が取得することとなるため、当初スキームと比較すると、公開買付者が対象者を子会社化する時期及び完全子会社化する時期が早まる点及び第1回公開買付け後の時点で株式会社Anelaが対象者の株主ではなくなる点が異なりますが、その他には本取引のスキームに変更はないことから、公開買付者は、少数株主の皆様からの応募を想定している第2回公開買付けを含む本取引に対する実質的な影響はないと考えております。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本両公開買付けの概要

(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針

本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(3) 第1回公開買付価格の決定

(4) 第2回公開買付けに関する事項

第2回公開買付けの概要

二段階公開買付けを実施する理由

(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

() 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）による承認

() 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由

(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本契約

本応募契約（伊藤工務店）

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(2) 買付け等の価格

(3) 買付予定の株券等の数（第1回公開買付け）

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

(1) 本契約

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(2) 公開買付者と加藤氏(対象者の代表取締役)との間の本契約

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本両公開買付けの概要 (訂正前)

<前略>

公開買付者は、2024年2月29日付で、対象者の代表取締役社長であり、対象者の第1位の株主（2023年9月30日現在）である加藤久統氏（所有株式数：911,208株、所有割合：23.97%、以下「加藤氏」又は「応募合意株主（第1回）」）といひます。）との間で、その所有する対象者株式のうち911,200株（所有割合：23.97%、以下「本応募株式（第1回）」）といひます。）（注5）について第1回公開買付けに応募する旨、及び対象者の第2位の株主（2023年9月30日現在）であり、応募合意株主（第1回）の資産管理会社である株式会社Anela（所有株式数：900,000株、所有割合：23.68%、以下「不応募合意株主」）といひ、応募合意株主（第1回）及び不応募合意株主を個別に又は総称して「本合意株主」といひます。）との間で、その所有する対象者株式の全て（所有株式数：900,000株、所有割合：23.68%、以下「本不応募株式」）といひます。）について本両公開買付けに応募しない旨を含む契約（以下「本契約」といひます。）を締結し、本取引の一環として、対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権（880個）（注6）を対象とする第1回公開買付けを実施することを決定しておりました。本契約の概要については、下記「(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本契約」をご参照ください。

(注5) 加藤氏は、本書提出日現在、対象者の役員持株会（以下「対象者役員持株会」）といひます。）を通じて対象者株式（908株、小数点以下を切り捨てております。）を間接的に所有しているとのことです。加藤氏は、対象者役員持株会を通じて所有する対象者株式（908株）のうち実務上引き出しが可能な900株について、第1回公開買付けに係る公開買付期間（以下「第1回公開買付期間」）といひます。）中に、対象者役員持株会を退会することにより引き出した上で第1回公開買付けに応募することを予定しているとのことです。そのため、本応募株式（第1回）には、当該引き出しが予定されている対象者株式（900株）を含めております。なお、対象者役員持株会の規約上、会員は1単元（100株）未満の対象者株式を引き出すことができないため、加藤氏が本書提出日現在対象者役員持株会を通じて所有している対象者株式（908株）のうち単元未満である8株は、本応募株式（第1回）に含めておりません。また、加藤氏が対象者役員持株会を退会することにより、加藤氏が本書提出日現在所有する単元未満である対象者株式（8株）は、金銭により清算されるとのことであり、第1回公開買付けの決済後は、加藤氏は対象者株式を所有しないこととなる予定です。以下、本応募株式（第1回）の記載について同じです。

<中略>

(注7) 伊藤工務店及び中部技建は、伊藤工務店が、中部技建に対し、実務上可能な限り速やかに、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、当該譲渡の実行日の前営業日の対象者株式の市場株価の終値で譲渡することを合意しているとのことです。なお、当該株式譲渡は2024年4月中に実行される予定とのことですが、本書提出日現在においては、具体的な実行日は未定とのことです。

なお、伊藤工務店は1987年3月16日から中部技建の議決権の過半数を所有しており、伊藤工務店は1年以上継続して中部技建の形式的特別関係者であるため（法第27条の2第7項第1号及び府令第3条第1項）、法第27条の2第1項ただし書及び府令第3条第1項に基づき、中部技建は、伊藤工務店から、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、公開買付けによることなく譲り受けることができます。また、公開買付者の実質的特別関係者に該当する中部技建は、伊藤工務店との間で、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、伊藤工務店が中部技建に譲渡する旨を合意しているとのことです。法第27条の5ただし書及び同条第1号に基づき、中部技建は、第1回公開買付期間中においても、法第27条の5本文の適用を受けることなく当該対象者株式を譲り受けることができます。

<中略>

本取引は、公開買付者による、本応募株式（第1回）を取得することを主たる目的とした公開買付け、第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に行う、対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付者による公開買付け（以下「第2回公開買付け」）といひます。）、第2回公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、公開買付者が第2回公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開

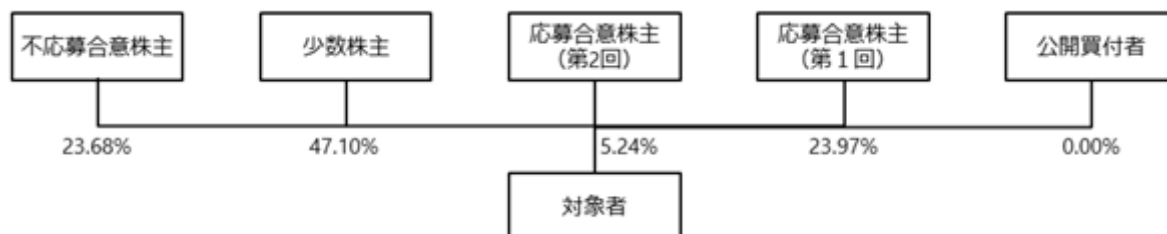
買付者及び不応募合意株主のみとするために対象者が行う本株式併合（下記「(6)本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）、本両公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件として対象者によって実施される本不応募株式を対象とする自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。なお、対象者による本不応募株式の取得価格（本株式併合前1株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。）の算出においては、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人である不応募合意株主について、（ ）本自己株式取得価格にて本自己株式取得を行った場合の税引後手取額として計算される金額が、（ ）仮に不応募合意株主が第1回公開買付価格で第1回公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取金額と同等となる金額としてしています。）に必要な分配可能額及び本自己株式取得に係る資金を確保することが必要となる場合における(a)公開買付者による対象者に対する資金提供（公開買付者を引受人とする第三者割当増資によることを予定していません。以下「本資金提供」といいます。）並びに(b)対象者による会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注8）、本自己株式取得から構成され、最終的に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しています。なお、公開買付者は、本取引を通して公開買付者が資金を支出又は提供する必要がある場合には、いずれも公開買付者の自己資金を原資として実施することを想定しております。

（注8）本減資等においては、対象者は、減少する資本金及び資本準備金の一部又は全額を其他資本剰余金に、また、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替える予定とのことです。

なお、本取引を図で表示すると大要以下のとおりとなります。

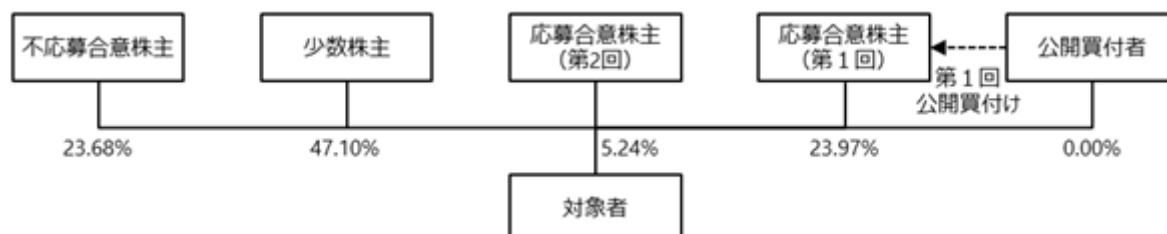
・本両公開買付けの実施前

対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を、公開買付者が100株（所有割合：0.00%）、応募合意株主（第1回）が911,208株（所有割合：23.97%）、不応募合意株主が900,000株（所有割合：23.68%）、応募合意株主（第2回）が199,200株（所有割合：5.24%）、少数株主が残りの1,772,940株（所有割合：46.64%）及び第2回新株予約権880個（第2回新株予約権の目的である対象者株式数17,600株（所有割合：0.46%））を所有。



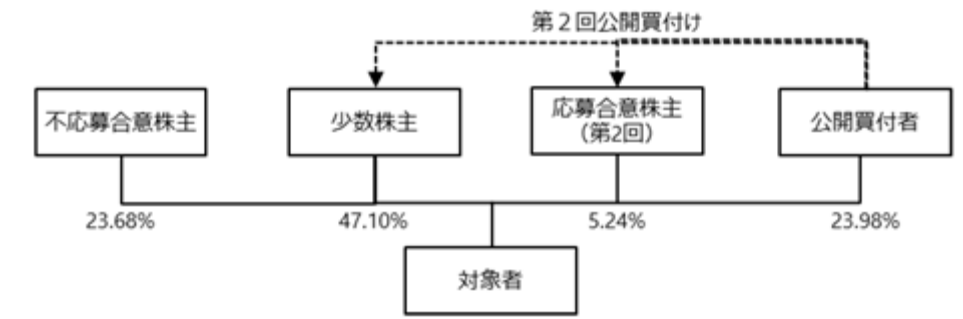
・第1回公開買付け

公開買付者は、本応募株式（第1回）の全てを取得することを主たる目的として第1回公開買付け（第1回公開買付価格は722円、第1回公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「第1回新株予約権買付価格」といいます。）は1円。）を実施。



第2回公開買付け

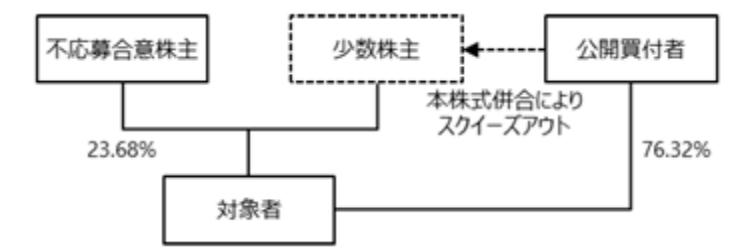
公開買付者は、2024年5月下旬を目途に、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権を取得することを目的として第2回公開買付け（第2回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「第2回公開買付価格」といいます。）は850円、第2回公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「第2回新株予約権買付価格」といい、第1回新株予約権買付価格と総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。）は1円。）を開始予定。



第2回公開買付けの決済後

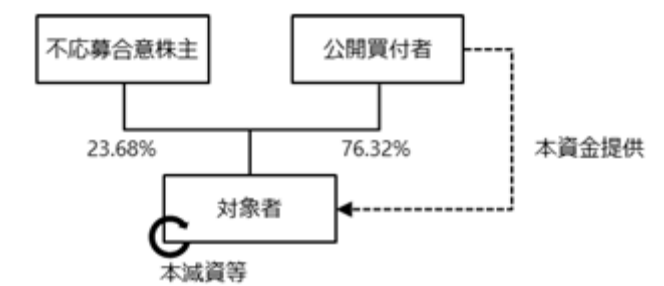
本株式併合

公開買付者は、本両公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本両公開買付けの成立後、対象者に対して、本株式併合の手続の実行を要請し、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするための本スクイーズアウト手続（以下において定義します。）を実施予定。なお、本株式併合の効力発生日は本書提出日現在においては未定ですが、2024年9月頃とすることを予定しております。



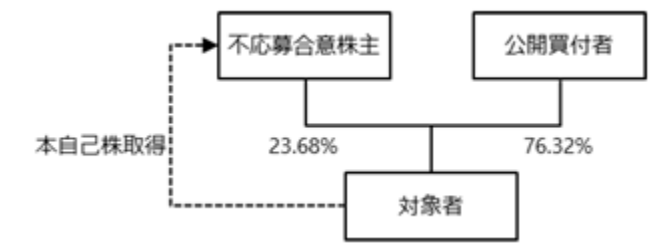
本資金提供及び本減資等

本株式併合の効力発生後に、公開買付者及び対象者は、本自己株式取得に必要となる資金及び分配可能額を確保することが必要となる場合には、本資金提供及び本減資等を実施予定。



本自己株式取得

本株式併合の効力発生後に、公開買付者は対象者に対して、本不応募株式を取得する本自己株式取得の実施を要請する予定であり、対象者は公開買付者の要請に基づき、本自己株式取得（本自己株式取得価格は683円）を実施予定。



本取引後

公開買付者は、本取引により対象者株式の全てを取得し、対象者を完全子会社化。



公開買付者は、本取引の第一段階である第1回公開買付けにおいては、本応募株式（第1回）を取得することを主たる目的としているため、買付予定数の下限を本応募株式（第1回）と同数の911,200株（所有割合：23.97%）と設定しております。そのため、第1回公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（911,200株）に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、本取引は対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、第1回公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりません。そのため、第1回公開買付けの応募株券等の総数が買付予定数の下限（911,200株）以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、本取引においては、公開買付者が対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、本応募株式（第1回）について、本不応募株式とは異なり、自己株式取得の方法によることなく第1回公開買付けにより取得することとしています。これは、個人株主が所有する対象者株式については、対象者が自己株式取得により取得する場合と公開買付者が公開買付けにより取得した場合とでは後者の方が個人株主の税引後手取額が大きくなることから、加藤氏が享受する税務メリットを活かすことにより第1回公開買付価格を低廉な金額に抑えられる結果、当該低減分を第2回公開買付価格に上乘せることができ、これにより少数株主の皆様が得られる利益を最大化することができることによるものです。

公開買付者は、第1回公開買付けの成立後、本取引の第二段階である第2回公開買付けの実施を予定しておりますが、公開買付者としては、第1回公開買付けにより応募合意株主（第1回）の所有株式（所有割合：23.97%）を取得した後、第2回公開買付けが不成立となることにより、所有割合にして約24%となる対象者株式のみを所有する状態となることは望ましくなく、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引を完了させるためには、第2回公開買付けに応募された対象者株式の全てを取得するべきであると考えていること、また、第2回公開買付けに買付予定数の下限を設定すると、第2回公開買付けの成立が不確実となるところ、本両公開買付けは実質的に一体の取引であり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様には、第1回公開買付けに続けて第2回公開買付けが実施されるとの前提のもと、いずれかの公開買付けに応募するか、又はいずれの公開買付けにも応募しないかをご判断いただくことになることから、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に売却の機会を確実に提供すべきであると考えていることから、第2回公開買付けには買付予定数の下限を設定しない予定です。また、本取引は対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、第2回公開買付けには買付予定数の上限も設定しない予定です。

なお、公開買付者は、第2回公開買付けに下限を付さなかったとしても、本両公開買付けの成立後に公開買付者が所有する対象者株式及び本不応募株式を合わせると、少なくとも所有割合にして約53%の対象者株式について本臨時株主総会（下記「(6)本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）における本株式併合に係る議案への賛成の議決権行使がなされることが確実である

ことから、過去5年間における対象者の定時株主総会における議決権行使比率(注8)を踏まえると、当該議案の可決は可能と考えております。もっとも、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない可能性があります。しかし、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準(具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定いたします。)に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定です。なお、公開買付者は、当該追加取得実施時点での対象者株式の市場株価を考慮して決定する価格(但し、当該価格は、第2回公開買付価格と比較して、第2回公開買付けに応募した株主又は当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格(対象者が株式併合又は株式分割をするなど、調整を要する事象が発生しない限り、原則として第2回公開買付価格と同額)とします。)にて、対象者株式を追加取得することを想定しておりますが、現時点において決定している事項はありません。

(注8) 公表情報に基づき算出した過去5年間の対象者の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期に係る定時株主総会は約71.49%、2020年9月期に係る定時株主総会は約70.75%、2021年9月期に係る定時株主総会は約71.24%、2022年9月期に係る定時株主総会は約69.05%、2023年9月期に係る定時株主総会は約62.61%であり、これらの定時株主総会における議決権行使比率の平均は約69.03%であるところ、仮に本臨時株主総会における本株式併合に係る議案への議決権行使比率が同様の水準である場合には、本株式併合に係る議案の特別決議に必要な議決権割合は約46.02%となります。

公開買付者は、対象者株式(但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を非公開化することを目的としているため、本両公開買付けによって公開買付者が当該対象者株式及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本取引の第三段階として、第2回公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。本スクイーズアウト手続の詳細については、下記「(6)本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)を実施する予定です。

さらに、公開買付者は、本取引の第四段階として、本株式併合後に、不応募合意株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることから、このような不応募合意株主が享受する税務メリットを活かし、対象者の少数株主の皆様の利益を最大化させることを目的として、第2回公開買付価格を高い価格(850円)、本自己株式取得価格を低い価格(683円)に設定した本自己株式取得を実施する予定です。具体的には、不応募合意株主が、第2回公開買付価格よりも低い価格である第1回公開買付価格(第1回公開買付価格の決定に至る経緯、第2回公開買付価格の決定に至る経緯、第1回公開買付価格と第2回公開買付価格が異なる理由等については、下記「(3)第1回公開買付価格の決定」、「(4)第2回公開買付けに関する事項」の「第2回公開買付価格の決定」及び「第1回公開買付価格と第2回公開買付価格が異なる理由」、並びに「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。)にて第1回公開買付けに応じた場合の税引後手取額として計算される金額が、不応募合意株主が本自己株式取得により本自己株式取得に応じた場合に得られる手取金額と同等となる価格(683円)を設定する予定です。

なお、対象者が2024年3月1日に公表した「株式会社宇佐美鉱油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」(以下「対象者2024年3月1日付プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2024年3月1日開催の取締役会において、決議に参加した取締役全員(加藤氏を除く4名)の一致により、2024年3月1日時点における対象者の意見として、第1回公開買付けが開始された場合には、()第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、()第1回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「第1回公開買付価格」といいます。)の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様の判断に委ねることを決議したとともに、公開買付者によれば、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済が完了してから速やかに、公開買付者が第1回公開買付価格(722円)よりも高い価格(850円)での第2回公開買付けを実施する予定であるため、当該時点における対象者の意見として、第2回公開買付けが行われた場合には、第2回公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきと考える旨を併せて決議したとのことです。なお、対象者によれば、第2回公開買付けに関しては、第2回公開買付けが開始される時点で、改めて第2回公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。また、上記取締役会において、第1回公開買付けが開始される際に、本

特別委員会に対して、本特別委員会が2024年2月29日付で対象者取締役会に対して提出した答申書（以下「2024年2月29日付答申書」といいます。）の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、第1回公開買付けが開始される時点で、改めて第1回公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。その後、対象者が2024年4月10日に公表した「株式会社宇佐美鉱油による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明に関するお知らせ」（対象者2024年3月1日付プレスリリースと総称して、以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2024年4月10日開催の取締役会において、改めて、決議に参加した取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、（ ）第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、（ ）第1回公開買付け価格は公開買付者と本合意株主との交渉により両者で合意したものであり、第1回公開買付けについては、本合意株主のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、少数株主のために、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第1回公開買付け価格（722円）よりも高い価格（850円）を買付け等の価格として第2回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、第1回公開買付けの妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。また、対象者は、2024年4月10日開催の取締役会において、改めて、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、同日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には、第2回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであると考える旨を併せて決議したとのことです。なお、第2回公開買付けに関しては、第2回公開買付けが開始される時点で、改めて第2回公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

公開買付者は、2024年2月29日付で、対象者の代表取締役社長であり、対象者の第1位の株主（2023年9月30日現在）である加藤久統氏（所有株式数：911,208株、所有割合：23.97%、以下「加藤氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式のうち911,200株（所有割合：23.97%、以下「加藤氏応募株式」といいます。）（注5）について第1回公開買付けに応募する旨、及び対象者の第2位の株主（2023年9月30日現在）であり、加藤氏の資産管理会社である株式会社Anela（所有株式数：900,000株、所有割合：23.68%、以下「Anela」といい、加藤氏及びAnelaを個別に又は総称して「本合意株主」又は「応募合意株主（第1回）」といいます。）との間で、その所有する対象者株式の全て（所有株式数：900,000株、所有割合：23.68%、以下「Anela所有株式」といい、加藤氏応募株式と総称して、「本応募株式（第1回）」といいます。）について本両公開買付けに応募しない旨を含む契約（以下「本契約」といいます。）を締結し、本取引の一環として、対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権（880個）（注6）を対象とする第1回公開買付けを実施することを決定しておりました。本契約（本覚書（以下に定義します。）による変更後のものをいいます。）の概要については、下記「(8)本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本契約」をご参照ください。

（注5） 加藤氏は、本書提出日現在、対象者の役員持株会（以下「対象者役員持株会」といいます。）を通じて対象者株式（908株、小数点以下を切り捨てております。）を間接的に所有しているとのことです。加藤氏は、対象者役員持株会を通じて所有する対象者株式（908株）のうち実務上引き出しが可能な900株について、第1回公開買付けに係る公開買付期間（以下「第1回公開買付期間」といいます。）中に、対象者役員持株会を退会することにより引き出した上で第1回公開買付けに応募することを予定しているとのことです。そのため、加藤氏応募株式には、当該引き出しが予定されている対象者株式（900株）を含めております。なお、対象者役員持株会の規約上、会員は1単元（100株）未満の対象者株式を引き出すことができないため、加藤氏が本書提出日現在対象者役員持株会を通じて所有している対象者株式（908株）のうち単元未満である8株は、加藤氏応募株式に含めておりません。また、加藤氏が対象者役員持株会を退会することにより、加藤氏が本書提出日現在所有する単元未満である対象者株式（8株）は、金銭により清算されるとのことであり、第1回公開買付けの決済後には、加藤氏は対象者株式を所有しないこととなる予定です。なお、加藤氏は、2024年4月10日に対象者役員持株会を退会したとのことであり、対象者役員持株会を通じて所有していた対象者株式（908株）のうち、900株については2024年4月11日に引き出しを行い、単元未満である対象者株式（8株）については、2024年4月16日に金銭により清算を受けたとのことです。以下、加藤氏応募株式の記載について同じです。

<中略>

(注7) 伊藤工務店及び中部技建は、伊藤工務店が、中部技建に対し、実務上可能な限り速やかに、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式(所有株式数:69,300株、所有割合:1.82%)の全てについて、当該譲渡の実行日の前営業日の対象者株式の市場株価の終値で譲渡することを合意しているとのことです。なお、当該株式譲渡は2024年4月19日に実行されたとのことです。

なお、公開買付者の実質的特別関係者に該当する中部技建は、伊藤工務店との間で、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式(所有株式数:69,300株、所有割合:1.82%)の全てについて、伊藤工務店が中部技建に譲渡する旨を合意しているとのことです。法第27条の5ただし書及び同条第1号に基づき、中部技建は、第1回公開買付期間中においても、法第27条の5本文の適用を受けることなく当該対象者株式を譲り受けることができます。

<中略>

公開買付者は、公開買付者プレスリリースの公表時点においては、本取引において対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、対象者の少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、公開買付者プレスリリースにおいて公表したスキーム(以下「当初スキーム」といいます。)により本取引を実施することを決定しておりました。その後、2024年3月29日に2023年9月期有価証券報告書の提出を受けて対象者が債務超過に陥っていることが判明したものの、対象者によれば、当該時点においては対象者の事業活動の継続のために金融機関の一定の理解を得られているとのことであったため、公開買付者は、当初スキームを変更することなく第1回公開買付けを開始いたしました。その後も、対象者は、第1回公開買付け開始後も引き続き対象者の借入先である金融機関との間で対象者の借入金の返済時期等について協議を行っていたとのことです。しかしながら、対象者によれば、対象者は、2024年4月15日、当該協議における対象者の代理人弁護士より、2024年4月9日に提出された2024年9月期第1四半期報告書にて判明した対象者の財務状況を鑑みると、対象者の財務状況が次第に悪化していることは明白であり、かかる状況を踏まえると、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めない限り、金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済を求められる可能性が否定できないため、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨助言を受けたとのことです。なお、対象者によれば、第1回公開買付けの開始の公表は、2024年9月期第1四半期報告書の提出の翌営業日であったため、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士は2024年9月期第1四半期報告書の内容を検証中であり、当該代理人弁護士から上記の旨の助言は受けていなかったとのことです。公開買付者は、2024年4月15日、対象者より、当該代理人弁護士から上記の旨の助言を受けた旨伝達を受け、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本書提出日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至り、2024年4月16日、対象者に対して、第1回公開買付けの開始時において予定していた取引スキームを変更し、また、本契約の変更覚書を締結することを予定している旨を伝達するとともに、同日、加藤氏及びAnelaに対して、自己株式取得により対象者がAnela所有株式を取得し、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を2024年9月頃に完了することを予定していた当初スキームを変更し、Anela所有株式を第1回公開買付けに応募することについて打診を行いました(なお、当初スキームにおいては、子会社化及び非公開化の完了予定時期は2024年9月頃でしたが、当該スキーム変更を行った場合、子会社化の完了予定時期は2024年6月下旬頃、非公開化の完了時期は、株式等売渡請求の場合は2024年7月下旬頃、株式併合の場合は2024年9月上旬又は中旬頃となります。)。これを受け、加藤氏及びAnelaとしても、対象者の財務状況や対象者の代理人弁護士からの助言を踏まえると、2024年6月下旬頃となる予定の第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本書提出日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、対象者の事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至ったため、2024年4月24日付で、加藤氏及びAnelaとの間で、Anelaが第1回公開買付けにAnela所有株式を応募する旨を含む本契約の変更覚書(以下「本覚書」といいます。)を締結いたしました。本契約(本覚書による変更後のもの)の概要については、下記「(8)本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本契約」をご参照ください。

なお、対象者によれば、対象者の借入先のうち主要な金融機関より、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めることについて理解を得ているとのことです。

また、公開買付者としては、上記の対象者の状況を踏まえると、今後、対象者の財務状態が悪化した場合には、現時点で返済期限の猶予を受けている対象者の借入先である金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済その他財務状態の改善や信用力の回復に向けた対応を求められる他、対象者の企業価値の毀損を防止し企業価値を向上させるために運転資金の調達が必要となるなど追加の資金需要が生じる可能性があり、かかる場合には、対象者において、増資等を含めた対応を検討する必要があると考えております。もっとも、これらは対象者の財務状況状

態、金融機関の判断等の外部的要因等にも左右されることから、現時点では当該資金需要が生じる時期及び必要となる資金規模の見通しが立たないと考えております。

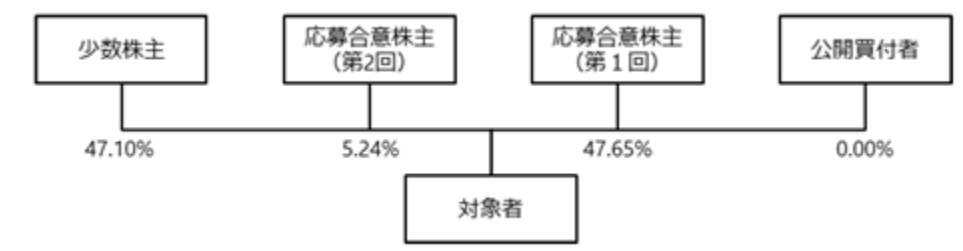
本取引は、公開買付者による、本応募株式（第1回）を取得することを主たる目的とした公開買付け、第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に、対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付者による公開買付け（以下「第2回公開買付け」といいます。）、第2回公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、公開買付者が第2回公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者のみとするために対象者が行う本スクイーズアウト手続（以下において定義します。以下同じです。）から構成され、最終的に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図していました。なお、公開買付者は、第1回公開買付けの開始時点においては、本スクイーズアウト手続の後、対象者がAnela所有株式を自己株式取得の方法により取得するための一連の手続を実施することを予定しておりましたが、上記のとおり、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本書提出日現在取引停止となっている対象者の取引先との取引の再開等が見込めることにより、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、対象者の事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至ったことから、Anela所有株式を第1回公開買付けにより公開買付者が取得することとしたため、自己株式取得のための一連の手続（当初スキームで想定していた、本両公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件として対象者によって実施されるAnela所有株式を対象とする自己株式取得に必要な分配可能額及び自己株式取得に係る資金を確保することが必要となる場合における(a)公開買付者による対象者に対する資金提供並びに(b)対象者による会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少）は実施しないことといたしました。なお、当該スキーム変更によりAnela所有株式を第1回公開買付けにより公開買付者が取得することとなるため、当初スキームと比較すると、公開買付者が対象者を子会社化する時期及び完全子会社化する時期が早まる点及び第1回公開買付け後の時点でAnelaが対象者の株主ではなくなる点が異なりますが、その他には本取引のスキームに変更はないことから、公開買付者は、少数株主の皆様からの応募を想定している第2回公開買付けを含む本取引に対する実質的な影響はないと考えております。

なお、公開買付者は、本取引を通して公開買付者が資金を支出又は提供する必要がある場合には、いずれも公開買付者の自己資金を原資として実施することを想定しております。

なお、本取引を図で表示すると大要以下のとおりとなります。

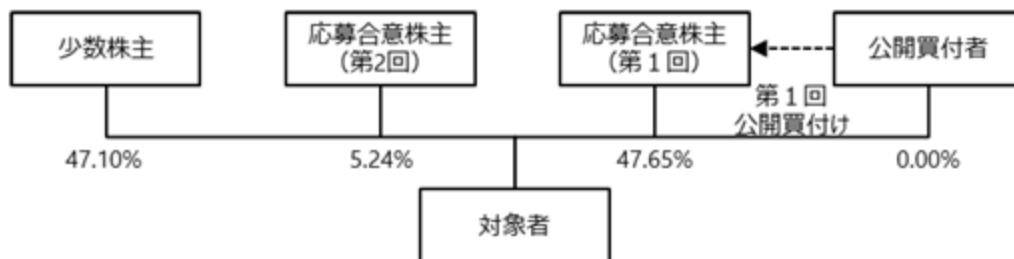
・本両公開買付けの実施前

対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を、公開買付者が100株（所有割合：0.00%）、応募合意株主（第1回）が1,811,208株（所有割合：47.65%）、応募合意株主（第2回）が199,200株（所有割合：5.24%）、少数株主が残りの1,772,940株（所有割合：46.64%）及び第2回新株予約権880個（第2回新株予約権の目的である対象者株式数17,600株（所有割合：0.46%））を所有。



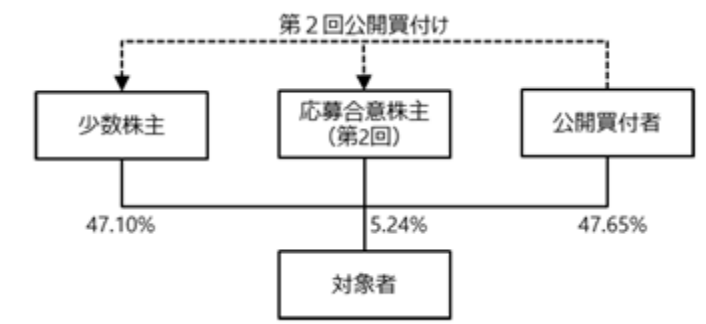
・第1回公開買付け

公開買付者は、本応募株式（第1回）の全てを取得することを主たる目的として第1回公開買付け（第1回公開買付け価格は722円、第1回公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「第1回新株予約権買付け価格」といいます。）は1円。）を実施。



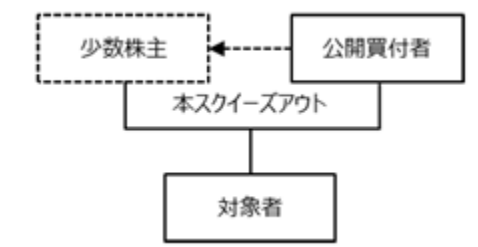
・第2回公開買付け

公開買付者は、2024年5月下旬を目途に、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権を取得することを目的として第2回公開買付け（第2回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「第2回公開買付け価格」といいます。）は850円、第2回公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「第2回新株予約権買付け価格」といいます。）は1円、第1回新株予約権買付け価格と総称して、以下「本新株予約権買付け価格」といいます。）を開始予定。公開買付者は、第1回公開買付けにより、少なくとも本応募株式（第1回）1,811,200株（所有割合：47.65%）を取得し、第2回公開買付けにより、少なくとも応募合意株主（第2回）がそれぞれ所有する対象者株式の全て（合計株式数：199,200株、所有割合：5.24%）を取得することになるため、遅くとも第2回公開買付け成立後には、公開買付者は対象者を子会社化することを予定しております。



・本スキーズアウト手続

公開買付者は、本両公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本両公開買付けの成立後、本スキーズアウト手続を実施予定。なお、本スキーズアウト手続の完了時期は本書提出日現在においては未定ですが、本スキーズアウト手続が株式等売渡請求の方法による場合は2024年7月下旬頃、株式併合の方法による場合は2024年9月上旬又は中旬頃とすることを予定しております。



本取引後

公開買付者は、本取引により対象者株式の全てを取得し、対象者を完全子会社化。



公開買付者は、本取引の第一段階である第1回公開買付けにおいては、第1回公開買付けの開始時には加藤氏応募株式のみを取得することを主たる目的としていたため、買付予定数の下限を本応募株式（第1回）と同数の911,200株（所有割合：23.97%）と設定しております。そのため、第1回公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（911,200株）に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、本取引は対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、第1回公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりません。そのため、第1回公開買付けの応募株券等の総数が買付予定数の下限（911,200株）以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、本取引においては、公開買付者が対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、加藤氏応募株式について、自己株式取得の方法によることなく第1回公開買付けにより取得することとしています。これは、個人株主が所有する対象者株式については、対象者が自己株式取得により取得する場合と公開買付者が公開買付けにより取得した場合とでは後者の方が個人株主の税引後手取額が大きくなることから、加藤氏が享受する税務メリットを活かすことにより第1回公開買付け価格を低廉な金額に抑えられる結果、当該低減分を第2回公開買付け価格に上乗せすることができ、これにより少数株主の皆様が得られる利益を最大化することができることによるものです。

公開買付者は、第1回公開買付けの成立後、本取引の第二段階である第2回公開買付けの実施を予定しておりますが、公開買付者としては、第1回公開買付けにより応募合意株主（第1回）の所有株式（所有割合：47.65%）を取得した後、第2回公開買付けが不成立となることにより、所有割合にして約48%となる対象者株式のみを所有する状態となることは望ましくなく、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引を完了させるためには、第2回公開買付けに応募された対象者株式の全てを取得するべきであると考えていること、また、第2回公開買付けに買付予定数の下限を設定すると、第2回公開買付けの成立が不確実となることから、本両公開買付けは実質的に一体の取引であり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様には、第1回公開買付けに続けて第2回公開買付けが実施されるとの前提のもと、いずれかの公開買付けに応募するか、又はいずれの公開買付けにも応募しないかをご判断いただくことになることから、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に売却の機会を確実に提供すべきであると考えていることから、第2回公開買付けには買付予定数の下限を設定しない予定です。また、本取引は対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、第2回公開買付けには買付予定数の上限も設定しない予定です。

なお、公開買付者は、第2回公開買付けに下限を付さなかったとしても、本両公開買付けの成立後に公開買付者が所有する対象者株式を合わせると、少なくとも所有割合にして約53%の対象者株式について本臨時株主総会（下記「(6)本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）における本株式併合に係る議案への賛成の議決権行使がなされることが確実であることから、過去5年間における対象者の定時株主総会における議決権行使比率（注8）を踏まえると、当該議案の可決は可能と考えております。もっとも、第2回公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない可能性があります。しかし、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定いたします。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定です。なお、公開買付者は、当該追加取得実施時点での対象者株式の市場株価を考慮して決定する価格（但し、当該価格は、第2回公開買付け価格と比較して、第2回公開買付けに応募した株主又は当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格（対象者が株式併合又は株式分割をするなど、調整を要する事象が発生しない限り、原則として第2回公開買付け価格と同額）とします。）にて、対象者株式を追加取得することを想定しておりますが、現時点において決定している事項はありません。

(注8) 公表情報に基づき算出した過去5年間の対象者の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期に係る定時株主総会は約71.49%、2020年9月期に係る定時株主総会は約70.75%、2021年9月期に係る定時株主総会は約71.24%、2022年9月期に係る定時株主総会は約69.05%、2023年9月期に係る定時株主総会は約62.61%であり、これらの定時株主総会における議決権行使比率の平均は約69.03%であるところ、仮に本臨時株主総会における本株式併合に係る議案への議決権行使比率が同様の水準である場合には、本株式併合に係る議案の特別決議に必要な議決権割合は約46.02%となります。

公開買付者は、対象者株式(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としているため、本両公開買付けによって公開買付者が当該対象者株式及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本取引の第三段階として、第2回公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。本スクイーズアウト手続の詳細については、下記「(6)本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)を実施する予定です。

なお、公開買付者は、第1回公開買付けの開始時点においては、本取引の第四段階として、本株式併合後に、Anelaにおいて、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることから、このようなAnelaが享受する税務メリットを活かし、対象者の少数株主の皆様を最大化させることを目的として、第2回公開買付け価格を高い価格(850円)、自己株式取得価格を低い価格(683円)に設定した自己株式取得を実施することを予定しておりましたが、上記のとおり、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本書提出日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至り、Anela所有株式を第1回公開買付けにより公開買付者が取得することといたしました。なお、これにより、第1回公開買付けの開始時点において公開買付者が想定していたAnela所有株式に係る上記税務メリットは活用できないこととなりますが、公開買付者は、かかる税務メリットを活かした価格として決定した第2回公開買付け価格を維持することとしているため、当該スキーム変更は対象者の少数株主の皆様にとって不利益なものとはならないと考えております。

なお、対象者が2024年3月1日に公表した「株式会社宇佐美鉱油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」(以下「対象者2024年3月1日付プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2024年3月1日開催の取締役会において、決議に参加した取締役全員(加藤氏を除く4名)の一致により、2024年3月1日時点における対象者の意見として、第1回公開買付けが開始された場合には、()第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、()第1回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「第1回公開買付け価格」といいます。)の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様を判断に委ねることを決議したとともに、公開買付者によれば、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済が完了してから速やかに、公開買付者が第1回公開買付け価格(722円)よりも高い価格(850円)での第2回公開買付けを実施する予定であるため、当該時点における対象者の意見として、第2回公開買付けが行われた場合には、第2回公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきと考える旨を併せて決議したとのことです。なお、対象者によれば、第2回公開買付けに関しては、第2回公開買付けが開始される時点で、改めて第2回公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。また、上記取締役会において、第1回公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年2月29日付で対象者取締役会に対して提出した答申書(以下「2024年2月29日付答申書」といいます。)の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、第1回公開買付けが開始される時点で、改めて第1回公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。その後、対象者が2024年4月10日に公表した「株式会社宇佐美鉱油による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明に関するお知らせ」(以下「対象者2024年4月10日付プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2024年4月10日開催の取締役会において、改めて、決議に参加した取締役全員(取締役5名のうち、加藤氏を除く4名)の一致により、()第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、()第1回公開買付け価格は公開買付者と本合意株主との交渉により両方で合意したものであり、第1回公開買付けについては、本合意株主のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、少数株主のために、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第1回公開買付け価格(722円)よりも高い価格(850円)を買付け等の価格として第2回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、第1回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をと

り、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。また、対象者は、2024年4月10日開催の取締役会において、改めて、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、同日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には、第2回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであるとする旨を併せて決議したとのことです。

加えて、対象者が2024年4月24日に公表した「（開示事項の変更）株式会社宇佐美鉱油による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明に関するお知らせ」（対象者2024年3月1日付プレスリリース及び対象者2024年4月10日付プレスリリースと総称して、以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2024年4月15日、当該協議における対象者の代理人弁護士より、2024年4月9日に提出された2024年9月期第1四半期報告書にて判明した対象者の財務状況を鑑みると、対象者の財務状況が次第に悪化していることは明白であり、かかる状況を踏まえると、公開買付けによる対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めない限り、金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済を求められる可能性が否定できないため、公開買付けによる対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨助言を受けたとのことです。なお、対象者によれば、第1回公開買付けの開始の公表は、2024年9月期第1四半期報告書の提出の翌営業日であったため、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士は2024年9月期第1四半期報告書の内容を検証中であり、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士から上記の旨の助言は受けていなかったとのことです。公開買付け者は、2024年4月15日、対象者より、当該代理人弁護士から上記の旨の助言を受けた旨伝達を受け、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付けグループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本書提出日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であるとするに至り、対象者は、公開買付けから、第1回公開買付けの開始時において予定していた取引スキームを変更し、また、本契約の変更覚書を締結することを予定している旨の連絡を2024年4月16日に受けたとのことです。

これに対し、対象者は、本特別委員会に対して、2024年2月29日付答申書及び2024年4月9日付答申書の意見に変更がないか検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。本特別委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、2024年4月10日以後、2024年4月23日までの事情を勘案しても、2024年2月29日付答申書及び2024年4月9日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2024年4月23日に、対象者取締役会に対して、2024年4月23日付答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、2024年4月24日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、本特別委員会から提出された2024年4月23日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を取り巻く状況等を踏まえ、本両公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、（ ）本取引に係るスキームの変更は、対象者の完全子会社化という目的を変更するものではなく、加えて、今般の開示事項の変更は、対象者の借入先である金融機関との間で協議を行っていた対象者の代理人弁護士から、当該協議の状況を踏まえると、公開買付けによる対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨の助言を受け、その必要性があると対象者において判断した上で実施されるものであり、対象者において成長戦略の遂行を継続していくためには、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画してもらい、対象者及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいという本取引についての当初からの目的にも整合する合理的なものであると考えられ、また、第2回公開買付けの条件について特段実質的な影響を及ぼすものではないことを踏まえると、本取引において引き続き対象者の少数株主の利益確保を目指した条件設定は維持されており、当該スキームの変更は対象者の少数株主に特段不利益とはならないものと考えられること、（ ）本取引に係る二段階買収の手続において、株式併合の他、本両公開買付け終了後の状況次第では、株式売渡請求の手続を用いる予定があることに関しては、少数株主の権利保護を目的とした法律上の手続として価格決定の手続が設けられており、また株式売渡請求の手続が本スクイーズアウト手続として用いられる場合の条件に関して、公開買付け者は、今後特段の事情が無い限り、第2回公開買付け価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であるとのことから、本取引に係る手続の公正性確保及び本取引の条件の妥当性確保についての配慮が行われているものと考えられることを踏まえ、2024年4月24日現在においても、2024年3月1日時点における本両公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断し、かかる意見については変更しないことを決議したとのことです。なお、第2回公開買付けに関しては、第2回公開買付けが開始される時点で、改めて第2回公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。

< 後略 >

- (2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針
本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

< 前略 >

具体的には、公開買付者は、公開買付者が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報を勘案し、対象者に対して、2024年2月15日に、()第1回公開買付前提条件が充足されたこと又は公開買付者が第1回公開買付前提条件を放棄したことを条件として、本応募株式(第1回)を取得することを主たる目的として第1回公開買付けを行うこと、()第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に、第1回公開買付前提条件と同内容の条件が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを前提条件として、対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、買付け予定数の上限及び下限を設定せずに、公開買付者が対象者株式(但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権を取得することを目的として第2回公開買付けを行うこと、()第2回公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、公開買付者が第2回公開買付けにおいて対象者株式(但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び応募合意株主のみとするために本株式併合を行うこと、()本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得に必要となる資金及び分配可能額を確保することが必要となる場合には、本資金提供及び本減資等を行うこと、()本株式併合の効力発生後に、本応募株式を取得することを目的として本自己株式取得を行うこと、()第2回公開買付価格を740円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値673円に対して9.96%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム及びディスカウントの数値(%)について同じです。)を加えた金額)とし、本新株予約権については、対象者の役職員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時においても対象者の取締役又は従業員の地位にあることが必要であり、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことから、第2回新株予約権買付価格を1円とする旨の提案(以下「第1回提案」といいます。)を行いました。これに対し、2024年2月19日、本特別委員会より、()本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与を想定しているか、及び()第2回公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しないことにより、結果的に完全子会社化することができなかった場合の想定について質問を受けるとともに、()第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2024年2月21日、対象者に対して、()本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与は現時点では想定していない旨、並びに()第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であることを回答するとともに、()第2回公開買付価格を745円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値691円に対して7.81%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の再提案(以下「第2回提案」といいます。)を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月22日、本特別委員会より、()第2回公開買付けの成立後、上場維持基準に適合しない状態となった場合の想定について質問を受けるとともに、()第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

その後、公開買付者は、2024年2月26日、対象者に対して、()第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であり、これ以外に想定している対応はない旨を回答するとともに、()第2回公開買付価格を750円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値692円に対して8.38%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の再提案(以下「第3回提案」といいます。)を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月26日、本特別委員会より、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

< 中略 >

また、公開買付者は、本合意株主との間で、2024年2月29日付で本契約を締結いたしました。本契約の概要については、下記「(8)本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本契約」をご参照ください。

< 中略 >

その後、公開買付者は、2024年3月29日付で2023年9月期有価証券報告書が提出され、意見の表明をしない旨が記載されており、2024年4月9日付で2024年9月期第1四半期報告書が提出され、意見の表明をしない旨が記載されており、かつ、対象者株式が上場廃止となっていないこと、2024年3月29日付で2023年9月期決算短信、2024年4月9日付で2024年9月期第1四半期決算短信が公表されたこと、及び、2024年3月29日付で本訂正報告書が提出されていることを確認したことから、2024年4月10日、対象者に対して、これらの各報告書及び各決算短信に係る前提条件の充足を確認した旨の連絡を行いました。そして、今般、公開買付者は、上記「(1)本両公開買付けの概要」に記載のとおり、第1回公開買付け前提条件がいずれも充足されていることを確認したことから、2024年4月10日、第1回公開買付けを2024年4月11日より開始することといたしました。

(訂正後)

< 前略 >

具体的には、公開買付者は、公開買付者が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報を勘案し、対象者に対して、2024年2月15日に、()第1回公開買付け前提条件が充足されたこと又は公開買付者が第1回公開買付け前提条件を放棄したことを条件として、加藤氏応募株式を取得することを主たる目的として第1回公開買付けを行うこと、()第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に、第1回公開買付け前提条件と同内容の条件が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを前提条件として、対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、買付け予定数の上限及び下限を設定せずに、公開買付者が対象者株式(但し、公開買付者が所有する対象者株式、Anela所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権を取得することを目的として第2回公開買付けを行うこと、()第2回公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、公開買付者が第2回公開買付けにおいて対象者株式(但し、公開買付者が所有する対象者株式、Anela所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及びAnelaのみとするために本株式併合を行うこと、()本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得に必要となる資金及び分配可能額を確保することが必要となる場合には、本資金提供及び本減資等を行うこと、()本株式併合の効力発生後に、Anela所有株式を取得することを目的として本自己株式取得を行うこと、()第2回公開買付け価格を740円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値673円に対して9.96%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム及びディスカウントの数値(%)について同じです。))を加えた金額)とし、本新株予約権については、対象者の役職員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時においても対象者の取締役又は従業員の地位にあることが必要であり、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことから、第2回新株予約権買付価格を1円とする旨の提案(以下「第1回提案」といいます。)を行いました。これに対し、2024年2月19日、本特別委員会より、()本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与を想定しているか、及び()第2回公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しないことにより、結果的に完全子会社化することができなかった場合の想定について質問を受けるとともに、()第2回公開買付け価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2024年2月21日、対象者に対して、()本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与は現時点では想定していない旨、並びに()第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及びAnelaが所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定である旨を回答するとともに、()第2回公開買付け価格を745円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値691円に対して7.81%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の再提案(以下「第2回提案」といいます。)を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月22日、本特別委員会より、()第2回公開買付けの成立後、上場維持基準に適合しない状態となった場合の想定について質問を受けるとともに、()第2回公開買付け価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

その後、公開買付者は、2024年2月26日、対象者に対して、()第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及びAnelaが所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価

の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であり、これ以外に想定している対応はない旨を回答するとともに、()第2回公開買付価格を750円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値692円に対して8.38%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の再提案(以下「第3回提案」といいます。)を行いました。これに対し、公開買付者は、2024年2月26日、本特別委員会より、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請を受けました。

< 中略 >

また、公開買付者は、本合意株主との間で、2024年2月29日付で本契約を締結いたしました。本契約(本覚書による変更後のもの)の概要については、下記「(8)本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本契約」をご参照ください。

< 中略 >

その後、公開買付者は、2024年3月29日付で2023年9月期有価証券報告書が提出され、意見の表明をしない旨が記載されており、2024年4月9日付で2024年9月期第1四半期報告書が提出され、意見の表明をしない旨が記載されており、かつ、対象者株式が上場廃止となっていないこと、2024年3月29日付で2023年9月期決算短信、2024年4月9日付で2024年9月期第1四半期決算短信が公表されたこと、及び、2024年3月29日付で本訂正報告書が提出されていることを確認したことから、2024年4月10日、対象者に対して、これらの各報告書及び各決算短信に係る前提条件の充足を確認した旨の連絡を行いました。そして、今般、公開買付者は、上記「(1)本両公開買付けの概要」に記載のとおり、第1回公開買付前提条件がいずれも充足されていることを確認したことから、2024年4月10日、第1回公開買付けを2024年4月11日より開始することといたしました。

公開買付者は、公開買付者プレスリリースの公表時点においては、本取引において対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、対象者の少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、当初スキームにより本取引を実施することを決定しておりました。その後、2024年3月29日に2023年9月期有価証券報告書の提出を受けて対象者が債務超過に陥っていることが判明したものの、対象者によれば、当該時点においては対象者の事業活動の継続のために金融機関の一定の理解を得られているとのことであったため、公開買付者は、当初スキームを変更することなく第1回公開買付けを開始いたしました。その後も、対象者は、第1回公開買付け開始後も引き続き対象者の借入先である金融機関との間で対象者の借入金の返済時期等について協議を行っていたとのことです。しかしながら、対象者によれば、対象者は、2024年4月15日、当該協議における対象者の代理人弁護士より、2024年4月9日に提出された2024年9月期第1四半期報告書にて判明した対象者の財務状況を鑑みると、対象者の財務状況が次第に悪化していることは明白であり、かかる状況を踏まえると、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めない限り、金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済を求められる可能性が否定できないため、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨助言を受けたとのことです。なお、対象者によれば、第1回公開買付けの開始の公表は、2024年9月期第1四半期報告書の提出の翌営業日であったため、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士は2024年9月期第1四半期報告書の内容を検証中であり、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士から上記の旨の助言は受けていなかったとのことです。公開買付者は、2024年4月15日、対象者より、当該代理人弁護士から上記の旨の助言を受けた旨伝達を受け、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本書提出日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至り、2024年4月16日、対象者に対して、第1回公開買付けの開始時において予定していた取引スキームを変更し、また、本契約の変更覚書を締結することを予定している旨を伝達するとともに、同日、加藤氏及びAnelaに対して、自己株式取得により対象者がAnela所有株式を取得し、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を2024年9月頃に完了することを予定していた当初スキームを変更し、Anela所有株式を第1回公開買付けに応募することについて打診を行いました(なお、当初スキームにおいては、子会社化及び非公開化の完了予定時期は2024年9月頃でしたが、当該スキーム変更を行った場合、子会社化の完了予定時期は2024年6月下旬頃、非公開化の完了時期は、株式等売渡請求の場合は2024年7月下旬頃、株式併合の場合は2024年9月上旬又は中旬頃となります。)。これを受け、加藤氏及びAnelaとしても、対象者の財務状況や対象者の代理人弁護士からの助言を踏まえると、2024年6月頃となる予定の第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本書提出日現在取引停止となっている対象者の取引先との取引の再開等が見込めることにより、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、対象者の事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至ったため、2024年4月24日付で、

加藤氏及びAnelaとの間で、Anelaが第1回公開買付けにAnela所有株式を応募する旨を含む本覚書を締結いたしました。そして、今般、公開買付者は、2024年4月24日、当初スキームを変更することといたしました。

対象者が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(訂正前)

<前略>

また、対象者は、第2回公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について、本特別委員会からの交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びみずほ銀行の助言を受けながら、2024年2月中旬から2024年2月下旬まで、公開買付者との間で、複数回にわたる協議・検討を重ねたとのことです。具体的には、公開買付者が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報(対象者が現段階で想定している過年度決算の修正内容を含みます。)を勘案し、対象者に対して、2024年2月15日に、()第1回公開買付前提条件が充足されたこと又は公開買付者が第1回公開買付前提条件を放棄したことを条件として、本応募株式(第1回)を取得することを主たる目的として第1回公開買付けを行うこと、()第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に、第1回公開買付前提条件と同内容の条件が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを前提条件として、対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、買付け予定数の上限及び下限を設定せずに、公開買付者が対象者株式(但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的として第2回公開買付けを行うこと、()第2回公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、公開買付者が第2回公開買付けにおいて対象者株式(但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするために本株式併合を行うこと、()本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得に必要となる資金及び分配可能額を確保することが必要となる場合には、本資金提供及び本減資等を行うこと、()本株式併合の効力発生後に、本不応募株式を取得することを目的として本自己株式取得を行うこと、()第2回公開買付価格を740円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値673円に対して9.96%のプレミアムを加えた金額)とし、本新株予約権については、対象者の役員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時においても対象者の取締役又は従業員の地位にあることが必要であり、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことから、第2回新株予約権買付価格を1円とする旨の第1回提案があったとのことです。これに対し、2024年2月19日、本特別委員会より公開買付者に対し、()本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与を想定しているか、及び()第2回公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しないことにより、結果的に完全子会社化することができなかった場合の想定について質問を行うとともに、()第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請したとのことです。これを受けて、公開買付者より、2024年2月21日、対象者に対して、()本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与は現時点では想定していない旨、並びに()第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び本不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定である旨の回答を受領するとともに、()第2回公開買付価格を745円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値691円に対して7.81%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第2回提案を受領したとのことです。これに対し、2024年2月22日、本特別委員会は、公開買付者に対し、()第2回公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しないことにより、第2回公開買付け成立後に上場維持基準に適合しない状態となった場合の対応について質問を行うとともに、()第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請したとのことです。その後、公開買付者より、2024年2月26日、対象者に対して、()第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び本不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があり、結果的に上場維持基準に適合しない状態となる可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であり、これ以外に想定している対応はない旨の回答を受領するとともに、()第2回公開買付価格を750円(提案日の前営業日時

点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値692円に対して8.38%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第3回提案があったとのことです。これに対し、2024年2月26日、本特別委員会は、公開買付者に対し、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請したとのことです。その後、公開買付者より、2024年2月28日、対象者に対して、第2回公開買付価格を850円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値780円に対して8.97%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第4回提案があり、本特別委員会がこれを応諾したとのことです。これにより、同日、第2回公開買付価格を850円とし、第2回新株予約権買付価格を1円とし、本自己株式取得価格を683円とすることについて、公開買付者及び対象者間で合意されたとのことです。

<中略>

- () 下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の各措置を講じる等、対象者の少数株主に対して配慮がなされていること。なお、第1回公開買付価格は、公開買付者と本合意株主との交渉により両者で合意したものであり、公開買付者は、応募合意株主(第1回)との間で、第1回公開買付けが実施された場合、本応募株式(第1回)の全てについて第1回公開買付けに応募する旨の本契約を締結しているところ、第1回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格は、1株当たり722円(本取引に係る公表日の前営業日である2024年2月29日の対象者株式の終値831円に対して13.12%のディスカウント、同日を基準日とした過去1ヶ月間の終値の単純平均値707円に対して2.12%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値の単純平均値767円に対して5.87%のディスカウント、過去6ヶ月間の終値の単純平均値798円に対して9.52%のディスカウント)であり、第1回公開買付けについては、応募合意株主(第1回)のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないため、対象者として価格の妥当性について判断していないとのことです。
- () 第2回公開買付けに下限を設定すると第2回公開買付けの成立が不確定となるため、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に売却の機会を確実に提供する観点から、第2回公開買付けに下限が設定されていないため、本両公開買付けの成立後、公開買付者及び本応募合意株主が所有する対象者株式の議決権数が対象者の総議決権の3分の2を下回る可能性があるものの、その場合であっても公開買付者は本スクイズアウト手続を実行する方針であること。なお、過去5年間における対象者の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期に係る定時株主総会は約71.49%、2020年9月期に係る定時株主総会は約70.75%、2021年9月期に係る定時株主総会は約71.24%、2022年9月期に係る定時株主総会は約69.05%、2023年9月期に係る定時株主総会は約62.61%であり、これらの定時株主総会における議決権行使比率の平均は約69.03%であり、仮に本臨時株主総会における本株式併合に係る議案への議決権行使比率が同様の水準である場合には、約46.02%の賛成により当該議案は可決されることとなると考えられるところ、公開買付者は、第1回公開買付けに係る買付予定数の下限を911,200株(所有割合:23.97%)に設定していることから、第1回公開買付けが成立した場合、公開買付者の所有する対象者株式数及び(第1回公開買付け及び第2回公開買付けの成立を条件として、本契約において、本臨時株主総会において本株式併合に関する議案に賛成票を投じる旨を合意している)本応募合意株主が所有する本応募株式数の合計は少なくとも1,811,308株(所有割合:47.65%)となることに加えて、第2回公開買付けにおいては一般株主による応募も想定されることから、本両公開買付け成立後に本スクイズアウト手続として行われる株式併合の議案が本臨時株主総会において承認される見込みも十分に認められること。また、仮に本両公開買付け成立後の対象者の株主の対象者株式の所有状況によって本スクイズアウト手続が実施されないこととなっても、公開買付者は、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準(具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定することです。)に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定とのことであり、最終的に対象者株式のスクイズアウト手続が実施される可能性が相当程度認められ、かつ、公開買付者は、当該追加取得実施時点での対象者株式の市場株価を考慮して決定する価格(但し、当該価格は、第2回公開買付価格と比較して、第2回公開買付けに応募した株主又は当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格(対象者が株式併合又は株式分割をするなど、調整を要する事象が発生しない限り、原則として第2回公開買付価格と同額)とするとのことです。)にて、対象者株式を追加取得することを想定していることから、本両公開買付けが二段階の公開買付けにより構成され、かつ第2回公開買付けに下限が設定されていないことを考慮しても、本両公開買付けによる強圧性の問題は生じないと考えられること。なお、理論上は、第2回公開買付けにおいて、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が承認されるに足る応募が得られない可能性が0ではないものの、(ア)公開買付者において、本書提出日時点で、応募合意株主(第1回)に加えて応募合意株主(第2回)との間で、それぞれの所有する対象者株式の全て(合計株式数:199,200株、所有割合:5.24%)について、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む応募契約を締結していること、(イ)公開買付者は、仮に本両公開買付け成立後の対象者の株主の所有状況によって本スクイズアウト手続が実施されないこととなっても、その

場合の対応として、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定することです。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であることを宣言していること、(ウ)かかる追加取得の際の価格についても、原則として第2回公開買付価格と同額とすることが想定されていること、及び(エ)2024年4月10日の対象者株式の株価の終値は第2回公開買付価格を下回っていることを踏まえ、本書提出時点において、左記記載の見込みに変更はないと考えているとのことです。

< 中略 >

以上より、対象者は、2024年4月10日開催の対象者取締役会において、改めて、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、()第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び()第1回公開買付価格は公開買付者と本合意株主との交渉により両者で合意したものであり、第1回公開買付けについては、本合意株主のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、少数株主のために、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第1回公開買付価格（722円）よりも高い価格（850円）を買付け等の価格として第2回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、第1回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。また、対象者は、2024年4月10日開催の対象者取締役会において、改めて、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、2024年4月10日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には第2回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであると考えを併せて決議したとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

また、対象者は、第2回公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について、本特別委員会からの交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びみずほ銀行の助言を受けながら、2024年2月中旬から2024年2月下旬まで、公開買付者との間で、複数回にわたる協議・検討を重ねたとのことです。具体的には、公開買付者が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報（対象者が現段階で想定している過年度決算の修正内容を含みます。）を勧告し、対象者に対して、2024年2月15日に、()第1回公開買付前提条件が充足されたこと又は公開買付者が第1回公開買付前提条件を放棄したことを条件として、加藤氏応募株式を取得することを主たる目的として第1回公開買付けを行うこと、()第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に、第1回公開買付前提条件と同内容の条件が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを前提条件として、対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、買付け予定数の上限及び下限を設定せずに、公開買付者が対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、Anela所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的として第2回公開買付けを行うこと、()第2回公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、公開買付者が第2回公開買付けにおいて対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、Anela所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及びAnelaのみとするために本株式併合を行うこと、()本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得に必要な資金及び分配可能額を確保することが必要となる場合には、本資金提供及び本減資等を行うこと、()本株式併合の効力発生後に、Anela所有株式を取得することを目的として本自己株式取得を行うこと、()第2回公開買付価格を740円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値673円に対して9.96%のプレミアムを加えた金額）とし、本新株予約権については、対象者の役員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時においても対象者の取締役又は従業員の地位にあることが必要であり、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことから、第2回新株予約権買付価格を1円とする旨の第1回提案があったとのことです。これに対し、2024年2月19日、本特別委員会より公開買付者に対し、()本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与を想定しているか、及び()第2回公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しないことにより、結果的に完全子会社化することができなかった場合の想定について質問を行うとともに、()第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請したとのことです。これを受けて、公開買付者より、2024年2月21日、対象者に対して、()本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当てする目的でのインセンティブ・プラン等の供与は現時点では想定していない旨、並びに()第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及びAnelaが所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下

回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定である旨の回答を受領するとともに、()第2回公開買付価格を745円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値691円に対して7.81%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第2回提案を受領したとのことです。これに対し、2024年2月22日、本特別委員会は、公開買付者に対し、()第2回公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しないことにより、第2回公開買付け成立後に上場維持基準に適合しない状態となった場合の対応について質問を行うとともに、()第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請したとのことです。その後、公開買付者より、2024年2月26日、対象者に対して、()第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及びAneIaが所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があり、結果的に上場維持基準に適合しない状態となる可能性があるものの、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であり、これ以外に想定している対応はない旨の回答を受領するとともに、()第2回公開買付価格を750円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値692円に対して8.38%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第3回提案があったとのことです。これに対し、2024年2月26日、本特別委員会は、公開買付者に対し、第2回公開買付価格について、対象者の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請したとのことです。その後、公開買付者より、2024年2月28日、対象者に対して、第2回公開買付価格を850円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値780円に対して8.97%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第4回提案があり、本特別委員会がこれを応諾したとのことです。これにより、同日、第2回公開買付価格を850円とし、第2回新株予約権買付価格を1円とし、本自己株式取得価格を683円とすることについて、公開買付者及び対象者間で合意されたとのことです。

< 中略 >

- () 下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の各措置を講じる等、対象者の少数株主に対して配慮がなされていること。なお、第1回公開買付価格は、公開買付者と本合意株主との交渉により両者で合意したものであり、公開買付者は、加藤氏との間で、第1回公開買付けが実施された場合、加藤氏応募株式の全てについて第1回公開買付けに応募する旨の本契約を締結しているところ、第1回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格は、1株当たり722円(本取引に係る公表日の前営業日である2024年2月29日の対象者株式の終値831円に対して13.12%のディスカウント、同日を基準日とした過去1ヶ月間の終値の単純平均値707円に対して2.12%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値の単純平均値767円に対して5.87%のディスカウント、過去6ヶ月間の終値の単純平均値798円に対して9.52%のディスカウント)であり、第1回公開買付けについては、加藤氏のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないため、対象者として価格の妥当性について判断していないとのことです。
- () 第2回公開買付けに下限を設定すると第2回公開買付けの成立が不確定となるため、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に売却の機会を確実に提供する観点から、第2回公開買付けに下限が設定されていないため、本両公開買付けの成立後、公開買付者及びAneIaが所有する対象者株式の議決権数が対象者の総議決権の3分の2を下回る可能性があるものの、その場合であっても公開買付者は本スクイズアウト手続を実行する方針であること。なお、過去5年間における対象者の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期に係る定時株主総会は約71.49%、2020年9月期に係る定時株主総会は約70.75%、2021年9月期に係る定時株主総会は約71.24%、2022年9月期に係る定時株主総会は約69.05%、2023年9月期に係る定時株主総会は約62.61%であり、これらの定時株主総会における議決権行使比率の平均は約69.03%であり、仮に本臨時株主総会における本株式併合に係る議案への議決権行使比率が同様の水準である場合には、約46.02%の賛成により当該議案は可決されることとなると考えられるところ、公開買付者は、第1回公開買付けに係る買付予定数の下限を911,200株(所有割合: 23.97%)に設定していることから、第1回公開買付けが成立した場合、公開買付者の所有する対象者株式数及び(第1回公開買付け及び第2回公開買付けの成立を条件として、本契約において、本臨時株主総会において本株式併合に関する議案に賛成票を投じる旨を合意している) AneIaが所有するAneIa所有株式数の合計は少なくとも1,811,308株(所有割合: 47.65%)となることに加えて、第2回公開買付けにおいては一般株主による応募も想定されることから、本両公開買付け成立後に本スクイズアウト手続として行われる株式併合の議案が本臨時株主総会において承認される

見込みも十分に認められること。また、仮に本両公開買付け成立後の対象者の株主の対象者株式の所有状況によって本スクイーズアウト手続が実施されないこととなっても、公開買付者は、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定することです。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定とのことであり、最終的に対象者株式のスクイーズアウト手続が実施される可能性が相当程度認められ、かつ、公開買付者は、当該追加取得実施時点での対象者株式の市場株価を考慮して決定する価格（但し、当該価格は、第2回公開買付け価格と比較して、第2回公開買付けに応募した株主又は当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格（対象者が株式併合又は株式分割をするなど、調整を要する事象が発生しない限り、原則として第2回公開買付け価格と同額）とする）にて、対象者株式を追加取得することを想定しているとのことであることから、本両公開買付けが二段階の公開買付けにより構成され、かつ第2回公開買付けに下限が設定されていないことを考慮しても、本両公開買付けによる強圧性の問題は生じないと考えられること。なお、理論上は、第2回公開買付けにおいて、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が承認されるに足る応募が得られない可能性が0ではないものの、(ア)公開買付者において、本書提出日時点で、加藤氏に加えて応募合意株主（第2回）との間で、それぞれの所有する対象者株式の全て（合計株式数：199,200株、所有割合：5.24%）について、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む応募契約を締結していること、(イ)公開買付者は、仮に本両公開買付け成立後の対象者の株主の対象者株式の所有状況によって本スクイーズアウト手続が実施されないこととなっても、その場合の対応として、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定することです。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であることを宣言していること、(ウ)かかる追加取得の際の価格についても、原則として第2回公開買付け価格と同額とすることが想定されていること、及び(エ)2024年4月10日の対象者株式の株価の終値は第2回公開買付け価格を下回っていることを踏まえ、本書提出時点において、左記記載の見込みに変更はないと考えているとのことです。

<中略>

以上より、対象者は、2024年4月10日開催の対象者取締役会において、改めて、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、()第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び()第1回公開買付け価格は公開買付者と本合意株主との交渉により両者で合意したものであり、第1回公開買付けについては、加藤氏のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、少数株主のために、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第1回公開買付け価格（722円）よりも高い価格（850円）を買付け等の価格として第2回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、第1回公開買付けの妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。また、対象者は、2024年4月10日開催の対象者取締役会において、改めて、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、2024年4月10日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には第2回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであると考える旨を併せて決議したとのことです。

その後、対象者は、2024年4月15日、当該協議における対象者の代理人弁護士より、2024年4月9日に提出された2024年9月期第1四半期報告書にて判明した対象者の財務状況を鑑みると、対象者の財務状況が次第に悪化していることは明白であり、かかる状況を踏まえると、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めない限り、金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済を求められる可能性が否定できないため、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨助言を受けたとのことです。なお、対象者によれば、第1回公開買付けの開始の公表は、2024年9月期第1四半期報告書の提出の翌営業日であったため、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士は2024年9月期第1四半期報告書の内容を検証中であり、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士から上記の旨の助言は受けていなかったとのことです。公開買付者は、2024年4月15日、対象者より、当該代理人弁護士から上記の旨の助言を受けた旨伝達を受け、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本書提出日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至り、対象者は、公開買付者から、第1回公開買付けの開始時において予定していた取引スキームを変更し、また、本契約の変更覚書を締結することを予定している旨の連絡を2024年4月16日に受けたとのことです。

これに対し、対象者は、本特別委員会に対して、2024年2月29日付答申書及び2024年4月9日付答申書の意見に変更がないか検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。本特別委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、2024年4月10日以後、2024年4月23日までの事情を勘案しても、2024年2月29日付答申書及び2024年4月9日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2024年4月23日に、対象者取締役会に対して、従前の意見に変更がない旨の答申書（以下「2024年4月23日付答申書」といいます。その概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「() 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)を提出したとのことです。

その上で、対象者は、2024年4月24日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、本特別委員会から提出された2024年4月23日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を取り巻く状況等を踏まえ、本両公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、()本取引に係るスキームの変更は、対象者の完全子会社化という目的を変更するものではなく、加えて、今般の開示事項の変更は、対象者の借入先である金融機関との間で協議を行っていた対象者の代理人弁護士から、当該協議の状況を踏まえると、公開買付けによる対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨の助言を受け、その必要性があると対象者において判断した上で実施されるものであり、対象者において成長戦略の遂行を継続していくためには、信用力を補充できる企業にスポンサーとして参画してもらい、対象者及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいという本取引についての当初からの目的にも整合する合理的なものであると考えられ、また、第2回公開買付けの条件について特段実質的な影響を及ぼすものではないことを踏まえると、本取引において引き続き対象者の少数株主の利益確保を目指した条件設定は維持されており、当該スキームの変更は対象者の少数株主に特段不利益とはならないものと考えられること、()本取引に係る二段階買収の手続において、株式併合の他、本両公開買付け終了後の状況次第では、株式売渡請求の手続を用いる予定があることに関しては、少数株主の権利保護を目的とした法律上の手続として価格決定の手続が設けられており、また株式売渡請求の手続が本スクイズアウト手続として用いられる場合の条件に関して、公開買付者は、今後特段の事情が無い限り、第2回公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であるとのことから、本取引に係る手続の公正性確保及び本取引の条件の妥当性確保についての配慮が行われているものと考えられることを踏まえ、2024年4月24日現在においても、2024年3月1日時点における本両公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断し、かかる意見については変更しないことを決議したとのことです。

< 後略 >

(3) 第1回公開買付価格の決定

(訂正前)

第1回公開買付価格を決定するに際し、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2024年2月上旬から2024年2月28日にかけて、公開買付者が対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、公開買付けによる少数株主の皆様からの応募を想定している第2回公開買付価格とは別の価格である第1回公開買付価格にて本応募株式（第1回）を取得することについて応募合意株主（第1回）との間で、2024年1月下旬から2024年2月下旬までの期間において対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を踏まえて、協議・交渉を行い、2024年2月9日、本合意株主との間で、第1回公開買付価格を、対象者株式の市場株価に5%のプレミアムを付した金額とする方針について合意しました（なお、同日時点では、プレミアムの算出の基準とする市場株価の時点は合意していません。）。その後、2024年2月27日に、公開買付者は、本合意株主との間で、第1回公開買付価格は、()2024年2月28日の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の株価終値に対して5%のプレミアムを加えた金額とすること、及び、() ()の金額が、上記方針を合意した2024年2月9日の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の株価終値688円に対して5%のプレミアムを加えた金額である722円（小数点以下切り捨て）よりも高い場合は、722円とすることを合意いたしました。そして、2024年2月28日、公開買付者は、本合意株主との間で、2024年2月28日の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の株価終値808円に対して5%のプレミアムを加えた金額が848円（小数点以下切り捨て）であったことから、第1回公開買付価格を722円とすることを合意いたしました。第1回公開買付価格は、本書提出日の前営業日である2024年4月10日の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の終値848円に対して14.86%ディスカウントした価格となります。なお、公開買付者は、第1回公開買付けでは本応募株式（第1回）のみが応募されることを想定しております。そのため、公開買付者は、大和証券から第1回公開買付価格に関する株式価値算定書を取得していません。なお、第1回公開買付価格の決定の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

(訂正後)

第1回公開買付価格を決定するに際し、上記「(2)本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2024年2月上旬から2024年2月28日にかけて、公開買付者が対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、公開買付者による少数株主の皆様からの応募を想定している第2回公開買付価格とは別の価格である第1回公開買付価格にて加藤氏応募株式を取得することについて加藤氏との間で、2024年1月下旬から2024年2月下旬までの期間において対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を踏まえて、協議・交渉を行い、2024年2月9日、本合意株主との間で、第1回公開買付価格を、対象者株式の市場株価に5%のプレミアムを付した金額とする方針について合意しました(なお、同日時点では、プレミアムの算出の基準とする市場株価の時点は合意していません。)。その後、2024年2月27日に、公開買付者は、本合意株主との間で、第1回公開買付価格は、()2024年2月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値に対して5%のプレミアムを加えた金額とすること、及び、()()の金額が、上記方針を合意した2024年2月9日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値688円に対して5%のプレミアムを加えた金額である722円(小数点以下切り捨て)よりも高い場合は、722円とすることを合意いたしました。そして、2024年2月28日、公開買付者は、本合意株主との間で、2024年2月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の株価終値808円に対して5%のプレミアムを加えた金額が848円(小数点以下切り捨て)であったことから、第1回公開買付価格を722円とすることを合意いたしました。第1回公開買付価格は、本書提出日の前営業日である2024年4月10日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値848円に対して14.86%ディスカウントした価格となります。なお、公開買付者は、第1回公開買付けでは本応募株式(第1回)のみが応募されることを想定しております。そのため、公開買付者は、大和証券から第1回公開買付価格に関する株式価値算定書を取得していません。なお、第1回公開買付価格の決定の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

(4) 第2回公開買付けに関する事項

第2回公開買付けの概要

(訂正前)

上記「(1)本両公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の第二段階として、第1回公開買付けが成立して決済が完了してから速やかに、対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的として、第1回公開買付前提条件と同内容の条件が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを前提条件として、第2回公開買付け(第2回公開買付けに係る公開買付期間(以下「第2回公開買付期間」といいます。):20営業日(20営業日目の翌日が銀行の休日とされる日の場合は21営業日))を実施することを予定しております。第2回公開買付期間を法令上の最短期間である20営業日に設定しているのは、公開買付け予定の公表から実際の公開買付け開始までの期間が相当期間となることが予定されており、かつ、そもそも本取引においては公開買付けを2回実施する予定であり、また、第2回公開買付けは第1回公開買付けが成立した場合に限り実施されるものであるため、公開買付者としては、第2回公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は、時間的な観点においても十分に確保されていると考えているためです。なお、第2回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定いたしませんので、公開買付者は、第2回公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行います。

第2回公開買付けは、不応募合意株主以外の対象者の株主の皆様に対して、第1回公開買付価格722円に比べて128円高い価格(850円)で、対象者株式を確実に売却する機会を提供するものです。なお、第1回公開買付けが成立しなかった場合には、第2回公開買付けは実施いたしません。

(訂正後)

上記「(1)本両公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本取引の第二段階として、第1回公開買付けが成立して決済が完了してから速やかに、対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的として、第1回公開買付前提条件と同内容の条件が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを前提条件として、第2回公開買付け(第2回公開買付けに係る公開買付期間(以下「第2回公開買付期間」といいます。):20営業日(20営業日目の翌日が銀行の休日とされる日の場合は21営業日))を実施することを予定しております。第2回公開買付期間を法令上の最短期間である20営業日に設定しているのは、公開買付け予定の公表から実際の公開買付け開始までの期間が相当期間となることが予定されており、かつ、そもそも本取引においては公開買付けを2回実施する予定であり、また、第2回公開買付けは第1回公開買付けが成立した場合に限り実施されるものであるため、公開買付者としては、第2回公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は、時間的な観点においても十分に確保されていると考えているた

めです。なお、第2回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定いたしませんので、公開買付者は、第2回公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行います。

第2回公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、第1回公開買付け価格722円に比べて128円高い価格（850円）で、対象者株式を確実に売却する機会を提供するものです。なお、第1回公開買付けが成立しなかった場合には、第2回公開買付けは実施いたしません。

二段階公開買付けを実施する理由

（訂正前）

公開買付者は、本合意株主以外の対象者の株主の皆様から対象者株式を取得する場合、法に基づき公開買付けを実施する必要があります。上記「第2回公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、第1回公開買付け価格を第2回公開買付け価格に比べて128円低くすることについて、本合意株主と合意に至ったところ、法においては、一つの公開買付けにおいて同一種類の株式に対して異なる買付け等の価格を設定することは許容されておらず、異なる買付け等の価格での公開買付けを同時に実施することは、実務上許容されておられません。そのため、公開買付者は、第1回公開買付けにおいて、本応募株式（第1回）を第2回公開買付け価格より低い価格にて取得すること、及び第2回公開買付けにおいて、残りの対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを本応募合意株主以外の対象者の株主の皆様から第1回公開買付け価格より高い価格にて取得することを目的として、二段階の公開買付けを実施することといたしました。

（訂正後）

公開買付者は、本合意株主以外の対象者の株主の皆様から対象者株式を取得する場合、法に基づき公開買付けを実施する必要があります。上記「第2回公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、第1回公開買付け価格を第2回公開買付け価格に比べて128円低くすることについて、本合意株主と合意に至ったところ、法においては、一つの公開買付けにおいて同一種類の株式に対して異なる買付け等の価格を設定することは許容されておらず、異なる買付け等の価格での公開買付けを同時に実施することは、実務上許容されておられません。そのため、公開買付者は、第1回公開買付けにおいて、本応募株式（第1回）を第2回公開買付け価格より低い価格にて取得すること、及び第2回公開買付けにおいて、残りの対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを本合意株主以外の対象者の株主の皆様から第1回公開買付け価格より高い価格にて取得することを目的として、二段階の公開買付けを実施することといたしました。

（5）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

（訂正前）

本両公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、本両公開買付けは、公開買付者が対象者の役員である公開買付けや公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けに該当せず、本両公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）にも該当しません。

もっとも、公開買付者及び対象者は、公開買付者が、対象者の代表取締役社長である応募合意株主（第1回）及び応募合意株主（第1回）の資産管理会社である本応募合意株主との間で本契約を締結していること、応募合意株主（第1回）との間で本経営委任契約を締結していること、また、本両公開買付けは対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として実施されること等を考慮し、本取引の公正性担保につき慎重を期する観点から、以下の措置をそれぞれ講じております。

<後略>

（訂正後）

本両公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、本両公開買付けは、公開買付者が対象者の役員である公開買付けや公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けに該当せず、本両公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）にも該当しません。

もっとも、公開買付者及び対象者は、公開買付者が、対象者の代表取締役社長である加藤氏及びその資産管理会社であるAnelaとの間で本契約を締結していること、加藤氏との間で本経営委任契約を締結していること、また、本両公開買付けは対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として実施されること等を考慮し、本取引の公正性担保につき慎重を期する観点から、以下の措置をそれぞれ講じております。

<後略>

（ ）対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）による承認 （訂正前）

< 前略 >

以上より、対象者は、2024年4月10日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致で、改めて、第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び第1回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。また、2024年4月10日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致で、改めて、2024年4月10日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には第2回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであると考える旨を併せて決議したとのことです。本取引に係る対象者の取締役会決議（上記の2024年4月10日付対象者取締役会、2024年3月1日付対象者取締役会決議及び本特別委員会の設置に係る2024年1月25日付取締役会決議）に際しては、対象者の取締役のうち、対象者の代表取締役社長である加藤氏は、第1回公開買付けが成立した場合にその保有する対象者株式を応募することにより対価を受領し、本自己株式取得にて加藤氏の資産管理会社である不応募合意株主が自己株式取得の対価を受領する予定であることから、本取引に関して対象者の少数株主と構造的な利益相反状態にあるため、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

（訂正後）

< 前略 >

以上より、対象者は、2024年4月10日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致で、改めて、第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び第1回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。また、2024年4月10日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致で、改めて、2024年4月10日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には第2回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであると考える旨を併せて決議したとのことです。本取引に係る対象者の取締役会決議（上記の2024年4月10日付対象者取締役会、2024年3月1日付対象者取締役会決議及び本特別委員会の設置に係る2024年1月25日付取締役会決議）に際しては、対象者の取締役のうち、対象者の代表取締役社長である加藤氏は、第1回公開買付けが成立した場合にその保有する対象者株式を応募することにより対価を受領し、本自己株式取得にて加藤氏の資産管理会社であるAnelaが自己株式取得の対価を受領する予定であることから、本取引に関して対象者の少数株主と構造的な利益相反状態にあるため、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

（ ）対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

（訂正前）

< 前略 >

理由及び検討概要

（ ）「本取引に係る手続の公正性が確保されているか」について

- ・対象者は本取引への対応を検討するに当たり、対象者における検討及び意思決定の過程に対する公開買付者の影響を排除するべく、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及び不応募合意株主のいずれからも独立した本特別委員会を設置していること

< 中略 >

- ・本取引に関する交渉等への対応、また全般的な助言を得るべく、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及び不応募合意株主のいずれからも独立した専門家ファイナンシャル・アドバイザーとして、みずほ銀行を選任していること、またみずほ銀行の上記独立性及び専門性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性及び専門性を確認していること
- ・対象者は、本取引への対応を検討するに当たり、本両公開買付けの条件とりわけ第2回公開買付け価格の公正性を確保すべく、対象者株式に係る株式価値の算定を、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及び不応募合意株主のいずれからも独立した専門家第三者算定機関であるブルータスへ依頼した上で、所定の株式価値算定書を取得していること、またブルータスの上記独立性及び専門性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性及び専門性を確認していること

- ・また本取引に関する法的助言を得るべく、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及び不応募合意株主のいずれからも独立した専門家リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所の上記独立性及び専門性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性及び専門性を確認していること

< 中略 >

- ・なお、第2回公開買付けについて特段の買付予定数の下限が設定される予定は無いとの点に関し、公開買付者においては応募合意株主及び不応募合意株主のみから対象者株式を取得することも理論上は可能である（その場合、本取引における第1回公開買付け及び本自己株式取得のみが行われた場合と同等の結果となる）。この場合、対象者の少数株主は公開買付者と併存して対象者株主の地位に残ると考えられるところ、今般予定されている第2回公開買付けは、そのような併存を望まない対象者の少数株主に対して、対象者株式売却の機会を適切に与えるものと考えられる。仮に第2回公開買付けにおいて買付予定数の下限が設定され、かつ買付けに応募する少数株主の株式数が少なく当該下限に達しなかった場合には、そもそも買付けが成立しないのであるから、売却を希望する少数株主からその機会を奪う結果を生じさせるものと言える。従って、第2回公開買付けについて特段の買付予定数の下限が設定される予定は無いとの点は、公開買付者との併存を希望しない対象者の少数株主にも配慮を行ったものと考えられる。さらに、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない可能性が理論上はあり得るものの、いずれにしても公開買付者は、対象者株式の非公開化を行う方針のもと、必要に応じて対象者株式を追加取得して対象者株式の非公開化を目指す予定であるとのこと、また仮に上記のとおり3分の2を下回る状況においても、対象者の過去5年間の定時株主総会における議決権行使比率から算出される特別決議に必要な議決権割合を前提とすると、第1回公開買付けが成立した場合の公開買付者が所有する対象者株式数及び（本臨時株主総会において本株式併合に関する議案に賛成票を投じる旨を合意している）不応募合意株主が所有する本不応募株式数に係る所有割合は約47.6%となることに加えて、第2回公開買付けにおいては一般株主による応募も想定されることから、本両公開買付け成立後に本スクイズアウト手続として行われる株式併合の議案が対象者の臨時株主総会において承認される見込みも十分に認められることから、第2回公開買付けについて特段の買付予定数の下限が設定される予定が無いとしても、これにより対象者の少数株主が不安定な立場に置かれるものではないと考えられる

< 中略 >

- ・なお、本スクイズアウト手続の実施後、不応募合意株主が享受する税務メリットを活かし、対象者の少数株主の利益を最大化させることを目的として、第2回公開買付け価格を高い価格、本自己株式取得にかかる取得価格を低い価格に設定した本自己株式取得を実施する予定とのことである。より具体的には、不応募合意株主が第1回公開買付けにて第1回公開買付けに応じた場合の税引後手取額として計算される金額が、不応募合意株主が本自己株式取得により本自己株式取得に応じた場合に得られる手取金額と同等となる価格を設定する予定とのことであり、このような条件設定は対象者の少数株主の利益確保を目指した合理的なものであると考えられること

< 中略 >

- ・2024年2月29日付答申書にも記載のとおり、「公開買付者との交渉に当たってはプレミアム及びその率の大小を全面に出すのでは無く、対象者の本源的な事業価値を基礎として適切な価格と言えるか否かを判断することが適切であると考えられる」。この点、同年3月1日付で本取引の公表が行われた後、対象者の市場株価について（第2回公開買付け価格を挟んでの）上昇及び下落の双方が見られたところ、前記2023年9月期に係る財務諸表の内容が公表されたものの、その背後にある対象者株主や投資家の意図、思惑などは必ずしも明らかとは言えず、依然として「対象者の現時点での市場株価が適切に評価されたものと言えるか」、すなわち対象者の市場株価について対象者の企業価値が適切に評価された上で形成されたものと言えるかについては、「疑義が残る状態にあるとの整理は合理的」であり、従って市場株価法による数値を参考値とする取扱いは合理的であると考えられる。これらの状況を踏まえると、市場株価に対するプレミアム及びその率の大小を全面には出さないこととし、第三者算定機関であるプルータスの示したDCF方式による算定レンジを勘案して、本取引の条件、とりわけ第2回公開買付け価格（850円）を維持するとの対象者の判断は、引き続き合理性を有するものと考えられる。

（訂正後）

< 前略 >

理由及び検討概要

- （ ）「本取引に係る手続の公正性が確保されているか」について
- ・対象者は本取引への対応を検討するに当たり、対象者における検討及び意思決定の過程に対する公開買付者の影響を排除するべく、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及びAneiaのいずれからも独立した本特別委員会を設置していること

< 中略 >

- ・本取引に関する交渉等への対応、また全般的な助言を得るべく、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及びAnelaのいずれからも独立した専門家ファイナンシャル・アドバイザーとして、みずほ銀行を選任していること、またみずほ銀行の上記独立性及び専門性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性及び専門性を確認していること
- ・対象者は、本取引への対応を検討するに当たり、本両公開買付けの条件とりわけ第2回公開買付けの公正性を確保すべく、対象者株式に係る株式価値の算定を、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及びAnelaのいずれからも独立した専門家第三者算定機関であるブルータスへ依頼した上で、所定の株式価値算定書を取得していること、またブルータスの上記独立性及び専門性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性及び専門性を確認していること
- ・また本取引に関する法的助言を得るべく、対象者及び公開買付者並びに応募合意株主及びAnelaのいずれからも独立した専門家リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所の上記独立性及び専門性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性及び専門性を確認していること

< 中略 >

- ・なお、第2回公開買付けについて特段の買付予定数の下限が設定される予定は無いとの点に関し、公開買付者においては応募合意株主及びAnelaのみから対象者株式を取得することも理論上は可能である（その場合、本取引における第1回公開買付け及び本自己株式取得のみが行われた場合と同等の結果となる）。この場合、対象者の少数株主は公開買付者と併存して対象者株主の地位に残ると考えられるところ、今般予定されている第2回公開買付けは、そのような併存を望まない対象者の少数株主に対して、対象者株式売却の機会を適切に与えるものと考えられる。仮に第2回公開買付けにおいて買付予定数の下限が設定され、かつ買付けに応募する少数株主の株式数が少なく当該下限に達しなかった場合には、そもそも買付けが成立しないのであるから、売却を希望する少数株主からその機会を奪う結果を生じさせるものと言える。従って、第2回公開買付けについて特段の買付予定数の下限が設定される予定は無いとの点は、公開買付者との併存を希望しない対象者の少数株主にも配慮を行ったものと考えられる。さらに、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及びAnelaが所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない可能性が理論上はあり得るものの、いずれにしても公開買付者は、対象者株式の非公開化を行う方針のもと、必要に応じて対象者株式を追加取得して対象者株式の非公開化を目指す予定であるとのこと、また仮に上記のとおり3分の2を下回る状況においても、対象者の過去5年間の定時株主総会における議決権行使比率から算出される特別決議に必要な議決権割合を前提とすると、第1回公開買付けが成立した場合の公開買付者が所有する対象者株式数及び（本臨時株主総会において本株式併合に関する議案に賛成票を投じる旨を合意している）Anelaが所有するAnela所有株式数に係る所有割合は約47.6%となることに加えて、第2回公開買付けにおいては一般株主による応募も想定されることから、本両公開買付け成立後に本スクイズアウト手続として行われる株式併合の議案が対象者の臨時株主総会において承認される見込みも十分に認められることから、第2回公開買付けについて特段の買付予定数の下限が設定される予定が無いとしても、これにより対象者の少数株主が不安定な立場に置かれるものではないと考えられる

< 中略 >

- ・なお、本スクイズアウト手続の実施後、Anelaが享受する税務メリットを活かし、対象者の少数株主の利益を最大化させることを目的として、第2回公開買付け価格を高い価格、本自己株式取得にかかる取得価格を低い価格に設定した本自己株式取得を実施する予定とのことである。より具体的には、Anelaが第1回公開買付け価格にて第1回公開買付けに応じた場合の税引後手取額として計算される金額が、Anelaが本自己株式取得により本自己株式取得に応じた場合に得られる手取金額と同等となる価格を設定する予定とのことであり、このような条件設定は対象者の少数株主の利益確保を目指した合理的なものであると考えられること

< 中略 >

- ・2024年2月29日付答申書にも記載のとおり、「公開買付者との交渉に当たってはプレミアム及びその率の大小を全面に出すのではなく、対象者の本源的な事業価値を基礎として適切な価格と言えるか否かを判断することが適切であると考えられる」。この点、同年3月1日付で本取引の公表が行われた後、対象者の市場株価について（第2回公開買付け価格を挟んでの）上昇及び下落の双方が見られたところ、前記2023年9月期に係る財務諸表の内容が公表されたものの、その背後にある対象者株主や投資家の意図、思惑などは必ずしも明らかとは言えず、依然として「対象者の現時点での市場株価が適切に評価されたものと言えるか」、すなわち対象者の市場株価について対象者の企業価値が適切に評価された上で形成されたものと言えるかについては、「疑義が残る状態にあるとの整理は合理的」であり、従って市場株価法による数値を参考値とする取扱いは合理的であると考えられる。これらの状況を踏まえると、市場株価に対するプレミアム及びその率の大小を全面には出さないこととし、第三者算定機関であるブルータスの示したDCF

方式による算定レンジを勘案して、本取引の条件、とりわけ第2回公開買付価格（850円）を維持すると
の対象者の判断は、引き続き合理性を有するものと考えられる。

その後、対象者は、2024年4月15日、当該協議における対象者の代理人弁護士より、2024年4月9日に提出された2024年9月期第1四半期報告書にて判明した対象者の財務状況を鑑みると、対象者の財務状況が次第に悪化していることは明白であり、かかる状況を踏まえると、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めない限り、金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済を求められる可能性が否定できないため、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨助言を受けたとのことです。なお、対象者によれば、第1回公開買付けの開始の公表は、2024年9月期第1四半期報告書の提出の翌営業日であったため、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士は2024年9月期第1四半期報告書の内容を検証中であり、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士から上記の旨の助言は受けていなかったとのことです。公開買付者は、2024年4月15日、対象者より、当該代理人弁護士から上記の旨の助言を受けた旨伝達を受け、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本書提出日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至り、対象者は、公開買付者から、第1回公開買付けの開始時において予定していた取引スキームを変更し、また、本契約の変更覚書を締結することを予定している旨の連絡を2024年4月16日に受けたとのことです。

これに対し、対象者は、本特別委員会に対して、2024年2月29日付答申書及び2024年4月9日付答申書の意見に変更がないか検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。本特別委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、2024年4月10日以後、2024年4月23日までの事情を勘案しても、2024年2月29日付答申書及び2024年4月9日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2024年4月23日に、対象者取締役会に対して、2024年4月23日付答申書を提出したとのことです。2024年4月23日付答申書の内容は、大要以下のとおりとのことです。

結論

- () (2024年2月29日付答申書の提出日の翌日である)2024年3月1日以後、(2024年4月9日付答申書提出日である)2024年4月9日までの事情を勘案しても、また2024年4月9日付答申書の提出日の翌日である)2024年4月10日以後、(2024年4月23日付答申書提出日である)2024年4月23日までの事情を勘案しても、2024年2月29日付答申書及び2024年4月9日付答申書の内容を変更すべき事情は特段見当たらないものと考え
- () 従って、現時点において、2024年2月29日付答申書及び2024年4月9日付答申書に記載された意見の結論に変更は無いものと考え

補足の指摘事項

- ・今般予定されている開示事項の変更、すなわち本取引に係るスキームの一部の変更は、従前予定されていた本自己株式取得の方法をとることなく、Anela所有株式についても第1回公開買付けに応募するものとして、公開買付者による対象者の完全子会社化を早期に完了させようとするものとのことである。この点、公開買付者とAnelaとの合意の下、本取引を通じて公開買付者が対象者を完全子会社とすることは当初から予定されていたところであり、本取引に係るスキームの一部の変更は、かかる完全子会社化という目的を変更するものではないと理解される。加えて、今般の開示事項の変更は、対象者の借入先である金融機関との間で協議を行っていた対象者の代理人弁護士から、当該協議の状況を踏まえると、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨の助言を受け、その必要性があると対象者において判断した上で実施されるものであるところ、この点は、対象者において成長戦略の遂行を継続していくためには、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画してもらい、対象者及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいという本取引についての当初からの目的にも整合する合理的なものであると考えられる。また、対象者の少数株主の応募を見込む第2回公開買付けに係る買付価格については、上記スキームの一部の変更に関わらず、従前公開買付者と対象者との間で合意され、開示された価格（850円）が維持されるとのことであり、その他第2回公開買付けの条件について特段実質的な影響を及ぼすものではないと理解される。これらの状況を踏まえると、本件において引き続き対象者の少数株主の利益確保を目指した条件設定の維持に努めているものと考えられ、今般予定されている開示事項の変更、すなわち本取引に係るスキームの一部の変更は、対象者の少数株主に特段不利益とはならないものと考えられる。
- ・また今般いわゆる二段階買収の手段として、株式併合の他、本両公開買付け終了後の状況次第では、株式売渡請求の手段を用いる予定があるとのことである。この点、株式売渡請求に関しては、少数株主の権利

保護を目的とした法律上の手続として価格決定の手続が設けられていること、また株式売渡請求の手続が本スクイーズアウト手続として用いられる場合、その条件に関して、今後特段の事情が無い限り、第2回公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であるとのことから、本取引に係る手続の公正性確保及び本取引の条件の妥当性確保についての配慮が行われているものと考えられる。

(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

（訂正前）

公開買付者は、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本両公開買付け成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

公開買付者は、本両公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定です（本臨時株主総会の開催時期は本書提出日現在においては未定ですが、2024年8月頃の開催を予定しております。）。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、第2回公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して第2回公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、2024年4月10日現在、対象者は公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であるとのこと。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認いただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者の双方若しくはいずれかに売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本両公開買付けに応募しなかった対象者の各株主に交付される金銭の額が、第2回公開買付けに当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合比率は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及び本不応募合意株主のみが対象者株式（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本両公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者、不応募合意株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の手続として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができ、かつ裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができます。なお、当該申立てがなされた場合における、対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者及び本不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない可能性があります。しかし、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定いたします。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定です。現時点において決定している事項はありません。また、下記「(7) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本両公開買付けの成立後、公開買付者及び本不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認を得た場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、上記各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本両公開買付けが成立した場合には、本両公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額につ

いては、第2回公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本両公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本両公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(訂正後)

公開買付者は、上記「(1)本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本両公開買付け成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

株式等売渡請求

本両公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、公開買付者は、本両公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)するとともに、併せて、本新株予約権者(但し、公開買付者を除きます。)の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求(以下「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と総称して、以下「本株式等売渡請求」といいます。)する予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、第2回公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、本新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として、第2回新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式等売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全部を、売渡新株予約権者の全員からその所有する本新株予約権の全部を取得いたします。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者より本株式等売渡請求がなされた場合には、かかる本株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

本株式等売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、本両公開買付けに応募されなかった売渡株主(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)及び売渡新株予約権者(但し、公開買付者を除きます。)の皆様は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式又は本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

株式併合

本両公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本両公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを要請する予定です(本臨時株主総会の開催時期は本書提出日現在においては未定ですが、2024年8月上旬又は中旬頃の開催を予定しております。)。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、第2回公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して第2回公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、2024年4月10日現在、対象者は公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であるとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認いただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者の双方若しくはいずれかに売却することによって得られる金銭が

交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本両公開買付けに応募しなかった対象者の各株主に交付される金銭の額が、第2回公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合比率は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本両公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の手続として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができ、かつ裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができます。なお、当該申立てがなされた場合における、対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない可能性があります。しかし、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定いたします。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定ですが、現時点において決定している事項はありません。また、下記「(7) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本両公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認を得た場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、上記各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本両公開買付けが成立した場合には、本両公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、第2回公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本両公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本両公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

また、公開買付者は、本両公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合において、本両公開買付けにおいて本新株予約権の全部を取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得その他本取引の実行に必要な合理的な手続を実施することを要請し、又は実施する予定ですが、本書提出日現在においてその詳細は未定です。なお、対象者によれば、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向であるとのこと
です。

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由
(訂正前)

< 前略 >

本両公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案についてご承認を得た場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。なお、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない場合であっても、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定いたします。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であるため、最終的に、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

本両公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案についてご承認を得た場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。なお、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認されない場合であっても、公開買付者は対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における対象者の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定いたします。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定であるため、最終的に、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

< 後略 >

(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本契約

(訂正前)

本両公開買付けの実施に際して、公開買付者は、2024年2月29日付で、応募合意株主（第1回）との間で、本応募株式（第1回）について第1回公開買付けに応募する旨、及び不応募合意株主との間で、本不応募株式について本両公開買付けに応募しない旨を含む本契約を締結しております。

本契約においては、応募合意株主（第1回）による第1回公開買付けへの応募の前提条件として、（ ）本契約締結日及び本開始日において、公開買付者の表明保証事項（注1）が全て真実かつ正確であること、（ ）公開買付者において、本開始日までに本契約に基づき履行又は遵守すべき義務（注2）が、全て履行又は遵守されていること、（ ）第1回公開買付けが法令等に違反しておらず、かつ、裁判所その他の司法機関、行政機関等により第1回公開買付けで企図される買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないことが規定されております。但し、応募合意株主（第1回）は、その裁量により、以上の前提条件のいずれも放棄して、第1回公開買付けに応募する義務を履行することができるものとされています。

（注1） 本契約において、公開買付者は、(a)設立及び存続、(b)本契約の締結及び履行、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)反社会的勢力等との不関与、(g)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っております。

（注2） 本契約において、公開買付者は、本合意株主に対して、大要、(a)表明保証違反を認識した場合の通知義務、(b)公租公課の負担義務、(c)秘密保持義務を負担しています。

また、本契約において、（ ）公開買付者及び不応募合意株主は、本両公開買付けの成立を条件として、実務上可能な限り速やかに、対象者をして、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとすることを目的として、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会を開催し、当該議案に係る決議を成立させるよう、本株式併合に関する議案に賛成票を投じることを含め、相互に合理的な範囲で協力すること、（ ）公開買付者が本自己株式取得の実行のために必要と判断した場合には、公開買付者及び不応募合意株主は、対象者をして、本株式併合の効力発生後速やかに、本資金提供を受けさせること、（ ）公開買付者及び不応募合意株主は、対象者をして、本自己株式取得を適法に実施するために必要な分配可能額を確保するために必要がある場合には、本株式併合の効力発生後速やかに（本資金提供を行う場合には、本資金提供の効力発生後に）、本減資など、本自己株式取得

を法令等に従い実施することができるために公開買付者が必要と判断する分配可能額を確保するための措置を講じさせること、()本株式併合、本資金提供及び本減資の効力発生後、実務上合理的に可能な限り速やかに(但し、本資金提供及び本減資の効力発生日と同日中に)、不応募合意株主は自ら、また応募合意株主(第1回)は不応募合意株主をして、本自己株式取得を行わせることを合意しております。

(訂正後)

本両公開買付けの実施に際して、公開買付者は、2024年2月29日付で、応募合意株主(第1回)及びAne!aとの間で、本応募株式(第1回)について第1回公開買付けに応募する旨を含む本契約(2024年4月24日付の本契約による修正後のものをいいます。本「本契約」において、以下同じ。)を締結しております。

本契約においては、応募合意株主(第1回)による第1回公開買付けへの応募の前提条件として、()本契約締結日及び本開始日において、公開買付者の表明保証事項(注1)が全て真実かつ正確であること、()公開買付者において、本開始日までに本契約に基づき履行又は遵守すべき義務(注2)が、全て履行又は遵守されていること、()第1回公開買付けが法令等に違反しておらず、かつ、裁判所その他の司法機関、行政機関等により第1回公開買付けが企図される買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないことが規定されております。但し、応募合意株主(第1回)は、その裁量により、以上の前提条件のいずれも放棄して、第1回公開買付けに応募する義務を履行することができるものとされています。

(注1) 本契約において、公開買付者は、(a)設立及び存続、(b)本契約の締結及び履行、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)反社会的勢力等との不関与、(g)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っております。

(注2) 本契約において、公開買付者は、本合意株主に対して、大要、(a)表明保証違反を認識した場合の通知義務、(b)公租公課の負担義務、(c)秘密保持義務を負担しています。

また、本契約において、公開買付者及び応募合意株主(第1回)は、本両公開買付けの成立を条件として、実務上可能な限り速やかに、対象者をして、対象者の株主を公開買付者のみとすることを目的として、()本両公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本株式等売渡請求を承認する旨の対象者の取締役会決議を成立させること、()本両公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会を開催し、当該議案に係る決議を成立させることについて、それぞれ相互に合理的な範囲で協力することを合意しております。

本応募契約（伊藤工務店）

（訂正前）

公開買付者は、2024年4月5日付で、伊藤工務店及びその子会社である中部技建との間で、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式の全てについて、伊藤工務店（中部技建が伊藤工務店から当該株式の全てを譲り受けた場合には中部技建）が、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を締結しております（注）。

（注） 伊藤工務店及び中部技建は、伊藤工務店が、中部技建に対し、実務上可能な限り速やかに、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、当該譲渡の実行日の前営業日の対象者株式の市場株価の終値で譲渡することを合意しているとのことです。なお、当該株式譲渡は2024年4月中に実行される予定とのことですが、本書提出日現在においては、具体的な実行日は未定とのことです。

なお、伊藤工務店は1987年3月16日から中部技建の議決権の過半数を所有しており、伊藤工務店は1年以上継続して中部技建の形式的特別関係者であるため（法第27条の2第7項第1号及び府令第3条第1項）、法第27条の2第1項ただし書及び府令第3条第1項に基づき、中部技建は、伊藤工務店から、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、公開買付けによることなく譲り受けることができます。また、公開買付者の実質的特別関係者に該当する中部技建は、伊藤工務店との間で、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、伊藤工務店が中部技建に譲渡する旨を合意しているとのことです。法第27条の5ただし書及び同条第1号に基づき、中部技建は、第1回公開買付期間中においても、法第27条の5本文の適用を受けることなく当該対象者株式を譲り受けることができます。

<後略>

（訂正後）

公開買付者は、2024年4月5日付で、伊藤工務店及びその子会社である中部技建との間で、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式の全てについて、伊藤工務店（中部技建が伊藤工務店から当該株式の全てを譲り受けた場合には中部技建）が、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を締結しております（注）。

（注） 伊藤工務店及び中部技建は、伊藤工務店が、中部技建に対し、実務上可能な限り速やかに、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、当該譲渡の実行日の前営業日の対象者株式の市場株価の終値で譲渡することを合意しているとのことです。なお、当該株式譲渡は2024年4月19日に実行されたとのことです。

なお、公開買付者の実質的特別関係者に該当する中部技建は、伊藤工務店との間で、本書提出日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、伊藤工務店が中部技建に譲渡する旨を合意しているとのことです。法第27条の5ただし書及び同条第1号に基づき、中部技建は、第1回公開買付期間中においても、法第27条の5本文の適用を受けることなく当該対象者株式を譲り受けることができます。

<後略>

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2)【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の基礎	<p>() 第1回公開買付価格</p> <p>第1回公開買付価格を決定するに際し、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 第1回公開買付価格の決定」に記載のとおり、公開買付者は、2024年2月上旬から2024年2月28日にかけて、公開買付者が対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、公開買付者による少数株主の皆様からの応募を想定している第2回公開買付価格とは別の価格である第1回公開買付価格にて本応募株式(第1回)を取得することについて応募合意株主(第1回)との間で協議・交渉を行い、2024年2月28日、公開買付者は、本合意株主との間で、第1回公開買付価格を722円とすることを合意いたしました。なお、公開買付者は、第1回公開買付けでは本応募株式(第1回)のみが応募されることを想定しております。そのため、公開買付者は、大和証券から第1回公開買付価格に関する株式価値算定書を取得しておりません。</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>() 本自己株式取得価格</p> <p>公開買付者は、不応募合意株主との間で、2024年2月28日、本自己株式取得価格を、<u>不応募合意株主が第1回公開買付けに応じた場合の税引後手取額として計算される金額が、不応募合意株主が本自己株式取得に応じた場合に得られる手取金額と同等となる価格とすることを合意し、2024年2月28日、本自己株式取得価格を683円とすることを合意しております。</u>なお、不応募合意株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、第2回公開買付価格の最大化を図ることができるとの考えの下、本自己株式取得価格を仮に不応募合意株主が第1回公開買付けに応募した場合の税引後手取額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取額が同等となる金額として設定しております。</p>
-------	---

(訂正後)

算定の基礎	<p>() 第1回公開買付価格</p> <p>第1回公開買付価格を決定するに際し、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 第1回公開買付価格の決定」に記載のとおり、公開買付者は、2024年2月上旬から2024年2月28日にかけて、公開買付者が対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、公開買付者による少数株主の皆様からの応募を想定している第2回公開買付価格とは別の価格である第1回公開買付価格にて加藤氏応募株式を取得することについて加藤氏との間で協議・交渉を行い、2024年2月28日、公開買付者は、本合意株主との間で、第1回公開買付価格を722円とすることを合意いたしました。なお、公開買付者は、第1回公開買付けでは本応募株式(第1回)のみが応募されることを想定しております。そのため、公開買付者は、大和証券から第1回公開買付価格に関する株式価値算定書を取得しておりません。</p> <p style="text-align: center;">< 中略 > (削除)</p>
-------	--

(3) 【買付予定の株券等の数 (第 1 回公開買付け) 】
(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,900,948 (株)	911,200 (株)	(株)
合計	2,900,948 (株)	911,200 (株)	(株)

(注 1) 第 1 回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募株式 (第 1 回) の数の合計と同数の 911,200 株としております。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (911,200 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 第 1 回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は第 1 回公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である、潜在株式勘案後株式総数 (3,801,048 株) から本応募株式 (900,000 株) 及び公開買付者が所有する対象者株式 (100 株) を減じた株式数 (2,900,948 株) を記載しております。

< 後略 >

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,800,948 (株)	911,200 (株)	(株)
合計	3,800,948 (株)	911,200 (株)	(株)

(注 1) 第 1 回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を加藤氏応募株式の数と同数の 911,200 株としております。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (911,200 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 第 1 回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は第 1 回公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である、潜在株式勘案後株式総数 (3,801,048 株) から公開買付者が所有する対象者株式 (100 株) を減じた株式数 (3,800,948 株) を記載しております。

< 後略 >

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	29,009
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	176
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年4月11日現在)(個)(d)	1
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年4月11日現在)(個)(g)	9,000
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2023年12月31日現在)(個)(j)	37,797
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	76.67
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、第1回公開買付けにおける買付予定数(2,900,948株)に係る議決権の数を記載しております。

<中略>

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年12月31日現在)(個)(j)」は、2024年9月期第1四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も第1回公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、2024年9月期第1四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(3,783,500株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(52株)を控除した株式数3,783,448株に係る議決権の数(37,834個)を分母として計算しております。

<後略>

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	38,009
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	176
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年4月11日現在)(個)(d)	1
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年4月24日現在)(個)(g)	1,992
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2023年12月31日現在)(個)(j)	37,797
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、第1回公開買付けにおける買付予定数(3,800,948株)に係る議決権の数を記載しております。

<中略>

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年12月31日現在)(個)(j)」は、2024年9月期第1四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式も第1回公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(3,801,048株)に係る議決権の数(38,010個)を分母として計算しております。

<後略>

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	2,094,484,456
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	80,000,000
その他(c)	6,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,180,484,456

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(2,900,948株)に1株当たりの第1回公開買付価格(722円)を乗じた金額を記載しております。なお、公開買付者は、第1回公開買付けに係る買付予定数の下限(911,200株)に第1回公開買付価格(722円)を乗じた金額(657,886,400円)と、第2回公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である、潜在株式勘案後株式総数(3,801,048株)から本応募株式(第1回)(911,200株)、本応募株式(900,000株)及び本書提出日現在公開買付者が所有する対象者株式(100株)を減じた株式数(1,989,748株)に第2回公開買付価格(850円)を乗じた金額(1,691,285,800円)の合計金額(2,349,172,200円)以上の資金を確保しております(なお、本書の添付書類としては上表記載の合計金額(2,180,484,456円)を確保していることを証する残高証明書を提出しておりますが、第2回公開買付けに係る買付け等に要する資金を確保していることを証する残高証明書については、第2回公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出する予定です。)

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	2,744,284,456
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	80,000,000
その他(c)	6,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,830,284,456

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(3,800,948株)に1株当たりの第1回公開買付価格(722円)を乗じた金額を記載しております。なお、公開買付者は、本応募株式(第1回)(1,811,200株)に第1回公開買付価格(722円)を乗じた金額(1,307,686,400円)と、第2回公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である、潜在株式勘案後株式総数(3,801,048株)から本応募株式(第1回)(1,811,200株)及び本書提出日現在公開買付者が所有する対象者株式(100株)を減じた株式数(1,989,748株)に第2回公開買付価格(850円)を乗じた金額(1,691,285,800円)の合計金額(2,998,972,200円)以上の資金を確保しております(なお、本書の添付書類としては上表記載の合計金額(2,830,284,456円)を確保していることを証する残高証明書を提出しておりますが、第2回公開買付けに係る買付け等に要する資金を確保していることを証する残高証明書については、第2回公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出する予定です。)

<後略>

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2024年4月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,993 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	10,993		
所有株券等の合計数	10,993		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、2023年12月31日現在、対象者株式52株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(訂正後)

(2024年4月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,993 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1,993		
所有株券等の合計数	1,993		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】
(訂正前)

(2024年 4 月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,992 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	10,992		
所有株券等の合計数	10,992		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、2023年12月31日現在、対象者株式52株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(訂正後)

(2024年 4 月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,992 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1,992		
所有株券等の合計数	1,992		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

(2024年4月11日現在)

氏名又は名称	株式会社Anela
住所又は所在地	愛知県名古屋市東区泉二丁目13番10号
職業又は事業の内容	株式その他資産の売買、保有、処分、運用及び管理
連絡先	連絡者 株式会社グッドスピード 取締役管理本部長 大庭 寿一 連絡場所 愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号 電話番号 052-933-4092
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して議決権を行使することを合意している者

(2024年4月11日現在)

氏名又は名称	株式会社グッドスピード
住所又は所在地	愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号
職業又は事業の内容	新車・中古車事業、買取事業、整備・钣金・ガソリンスタンド事業、保険代理店事業、レンタカー事業
連絡先	連絡者 株式会社グッドスピード 取締役管理本部長 大庭 寿一 連絡場所 愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号 電話番号 052-933-4092
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者

(注) 対象者は、本取引の一環として、本両公開買付け成立後に実施される本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得を行うことを予定しているとのことですので、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

<後略>

(訂正後)

(削除)

<後略>

【所有株券等の数】

(訂正前)

株式会社Anela

(2024年4月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9,000 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	9,000	—	—
所有株券等の合計数	9,000	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

株式会社グッドスピード

(2024年4月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、2023年12月31日現在、対象者株式52株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

株式会社伊藤工務店

(2024年4月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	693(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	693	—	—
所有株券等の合計数	693	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

<後略>

(訂正後)

株式会社中部技建

(2024年4月24日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	693 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	693	—	—
所有株券等の合計数	693	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

< 後略 >

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(1) 本契約

(訂正前)

公開買付者は、2024年2月29日付で、応募合意株主（第1回）との間で、本応募株式（第1回）について第1回公開買付けに応募する旨、及び不応募合意株主との間で、本不応募株式について本両公開買付けに応募しない旨の本契約を締結しております。詳細は、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本契約」をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、2024年2月29日付で、応募合意株主（第1回）との間で、本応募株式（第1回）について第1回公開買付けに応募する旨の本契約（本覚書による修正後のもの）を締結しております。詳細は、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本契約」をご参照ください。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(2) 公開買付者と加藤氏（対象者の代表取締役）との間の本契約

(訂正前)

公開買付者は、2024年2月29日付で、対象者の代表取締役である加藤氏及び加藤氏の資産管理会社である不応募合意株主との間で本契約を締結しております。本契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本契約」をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、2024年2月29日付で、対象者の代表取締役である加藤氏及び加藤氏の資産管理会社であるAnelaとの間で本契約を締結しております。本契約（本覚書による変更後のもの）の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(8) 本両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本契約」をご参照ください。